

空港請負工事積算基準 (令和7年4月)				空港請負工事積算基準 (令和8年4月 改定案)				現行ページ	備考
「空港請負工事積算基準」の経緯				「空港請負工事積算基準」の経緯					
発行年月日	発行番号	発行者名	備考	発行年月日	発行番号	発行者名	備考		
昭和42年2月23日	港建第 37号	航空局技術部建設課長	初 版	昭和42年2月23日	港建第 37号	航空局技術部建設課長	初 版		
昭和43年10月1日	空建第 83-1号	航空局飛行場部建設課長	改 訂	昭和43年10月1日	空建第 83-1号	航空局飛行場部建設課長	改 訂		
昭和47年7月1日	空建第 63号	〃	〃	昭和47年7月1日	空建第 63号	〃	〃		
昭和50年4月1日	空建第 93号	〃	一部改訂(分冊)	昭和50年4月1日	空建第 93号	〃	一部改訂(分冊)		
昭和53年4月1日	空建第 80号	〃	改 訂	昭和53年4月1日	空建第 80号	〃	改 訂		
昭和54年4月1日	空建第 60号	〃	一部改訂	昭和54年4月1日	空建第 60号	〃	一部改訂		
昭和55年4月1日	空建第 45号	〃	〃	昭和55年4月1日	空建第 45号	〃	〃		
昭和56年4月1日	空建第 32号	〃	改 訂	昭和56年4月1日	空建第 32号	〃	改 訂		
昭和57年4月1日	空建第 52号	〃	一部改訂	昭和57年4月1日	空建第 52号	〃	一部改訂		
昭和58年4月1日	空建第 50号	〃	〃	昭和58年4月1日	空建第 50号	〃	〃		
昭和59年4月1日	空建第 32号	〃	〃	昭和59年4月1日	空建第 32号	〃	〃		
昭和60年4月1日	空建第 12号	〃	〃	昭和60年4月1日	空建第 12号	〃	〃		
昭和61年4月1日	空建第 37号	〃	〃	昭和61年4月1日	空建第 37号	〃	〃		
昭和62年4月1日	空建第 18号	〃	〃	昭和62年4月1日	空建第 18号	〃	〃		
昭和63年4月1日	空建第 10号	〃	〃	昭和63年4月1日	空建第 10号	〃	〃		
平成元年4月1日	空建第 22-2号	〃	〃	平成元年4月1日	空建第 22-2号	〃	〃		
平成2年4月1日	空建第 26号	〃	〃	平成2年4月1日	空建第 26号	〃	〃		
平成3年4月1日	空建第 24号	〃	〃	平成3年4月1日	空建第 24号	〃	〃		
平成4年4月1日	空建第 39号	〃	〃	平成4年4月1日	空建第 39号	〃	〃		
平成5年4月1日	空建第 52号	〃	〃	平成5年4月1日	空建第 52号	〃	〃		
平成6年4月1日	空建第 27号	〃	〃	平成6年4月1日	空建第 27号	〃	〃		
平成7年4月1日	空建第 48号	〃	〃	平成7年4月1日	空建第 48号	〃	〃		
平成8年4月1日	空建第 50号	〃	〃	平成8年4月1日	空建第 50号	〃	〃		
平成9年4月1日	空建第 45号	〃	〃	平成9年4月1日	空建第 45号	〃	〃		
平成10年4月1日	空建第 45号	〃	〃	平成10年4月1日	空建第 45号	〃	〃		
平成11年4月1日	空建第 55号	〃	〃	平成11年4月1日	空建第 55号	〃	〃		
平成12年4月1日	空建第 49号	〃	〃	平成12年4月1日	空建第 49号	〃	〃		
平成13年4月1日	国空建第 41号	〃	〃	平成13年4月1日	国空建第 41号	〃	〃		
平成14年4月1日	国空建第 225号	〃	〃	平成14年4月1日	国空建第 225号	〃	〃		
平成15年4月1日	国空建第 202号	〃	〃	平成15年4月1日	国空建第 202号	〃	〃		
平成16年4月1日	国空建第 188号	〃	〃	平成16年4月1日	国空建第 188号	〃	〃		
平成17年4月1日	国空建第 187号	〃	〃	平成17年4月1日	国空建第 187号	〃	〃		
平成18年4月1日	国空建第 201号	〃	〃	平成18年4月1日	国空建第 201号	〃	〃		
平成19年4月1日	国空建第 181号	〃	〃	平成19年4月1日	国空建第 181号	〃	〃		
平成20年4月1日	国空建第 206号	〃	〃	平成20年4月1日	国空建第 206号	〃	〃		
平成21年4月1日	国空技企第 178号	航空局空港部技術企画課長	〃	平成21年4月1日	国空技企第 178号	航空局空港部技術企画課長	〃		
平成22年4月1日	国空技企第 210号	〃	〃	平成22年4月1日	国空技企第 210号	〃	〃		
平成23年4月1日	国空技企第 248号	〃	〃	平成23年4月1日	国空技企第 248号	〃	〃		
平成24年4月1日	国空安保第 545号	航空局安全部空港安全・保安対策課長	〃	平成24年4月1日	国空安保第 545号	航空局安全部空港安全・保安対策課長	〃		
平成25年4月1日	国空安保第 690号	〃	〃	平成25年4月1日	国空安保第 690号	〃	〃		
平成26年4月1日	国空安保第 931号	〃	〃	平成26年4月1日	国空安保第 931号	〃	〃		
平成27年4月1日	国空安保第 799号	〃	〃	平成27年4月1日	国空安保第 799号	〃	〃		
平成28年4月1日	国空安保第 815号	〃	〃	平成28年4月1日	国空安保第 815号	〃	〃		
平成29年4月1日	国空安保第 812号	〃	〃	平成29年4月1日	国空安保第 812号	〃	〃		
平成30年4月1日	国空空技第 454号	航空局航空ネットワーク部 空港技術課長	〃	平成30年4月1日	国空空技第 454号	航空局航空ネットワーク部 空港技術課長	〃		
平成31年4月1日	国空空技第 563号	〃	〃	平成31年4月1日	国空空技第 563号	〃	〃		
令和 2年4月1日	国空空技第 597号	〃	〃	令和 2年4月1日	国空空技第 597号	〃	〃		
令和 3年4月1日	国空空技第 354号	〃	〃	令和 3年4月1日	国空空技第 354号	〃	〃		
令和 4年4月1日	国空空技第 562号	〃	〃	令和 4年4月1日	国空空技第 562号	〃	〃		
令和 5年4月1日	国空空技第 584号	〃	〃	令和 5年4月1日	国空空技第 584号	〃	〃		
令和 6年4月1日	国空空技第 592号	〃	〃	令和 6年4月1日	国空空技第 592号	〃	〃		
令和 7年4月1日	国空空技第 547号	〃	〃	令和 7年4月1日	国空空技第 547号	〃	〃		
				令和 8年4月1日	国空空技第 〇〇号	〃	〃		修辞上の変更

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<h2>総目次</h2>		<h2>総目次</h2>	
<h3>第1編 総 則</h3>		<h3>第1編 総 則</h3>	
第1章 総 則	第1章 総 則		
① 適用範囲等…………… 1-1-1	① 適用範囲等…………… 1-1-1		
② 請負工事の工事費の構成…………… 1-1-2	② 請負工事の工事費の構成…………… 1-1-2		
第2章 工事費の積算	第2章 工事費の積算		
① 直接工事費…………… 1-2-1	① 直接工事費…………… 1-2-1		
② 間接工事費…………… 1-2-6	② 間接工事費…………… 1-2-6		
第3章 一般管理費等	第3章 一般管理費等		
① 一般管理費等…………… 1-3-1	① 一般管理費等…………… 1-3-1		
第4章 数値基準	第4章 数値基準		
① 数値基準…………… 1-4-1	① 数値基準…………… 1-4-1		
第5章 建設機械運転労務等	第5章 建設機械運転労務等		
① 建設機械運転労務…………… 1-5-1	① 建設機械運転労務…………… 1-5-1		
② 原動機燃料消費量…………… 1-5-1	② 原動機燃料消費量…………… 1-5-1		
③ 機械運転単価表…………… 1-5-1	③ 機械運転単価表…………… 1-5-1		
④ 一般事項…………… 1-5-2	④ 一般事項…………… 1-5-2		
第6章 時間的制約を受ける空港土木工事の積算	第6章 時間的制約を受ける空港土木工事の積算		
① 時間的制約を受ける空港土木工事の積算要領…………… 1-6-1	① 時間的制約を受ける空港土木工事の積算要領…………… 1-6-1		
第7章 空港請負工事における現場環境改善費の積算	第7章 空港請負工事における現場環境改善費の積算		
① 空港請負工事における現場環境改善費の積算…………… 1-7-1	① 空港請負工事における現場環境改善費の積算…………… 1-7-1		
第8章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算	第8章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算		
① 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について…………… 1-8-1	① 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について…………… 1-8-1		
第9章 設計変更	第9章 施工箇所が点在する工事の積算		
① 一般事項…………… 1-9-1	① 施工箇所が点在する工事の積算について…………… 1-9-1		
② 設計変更における材料単価の取扱いについて…………… 1-9-1	第10章 設計変更		
③ 設計変更の計算例…………… 1-9-2	① 一般事項…………… 1-10-1		
第10章 土木工事標準単価及び市場単価	② 設計変更における材料単価の取扱いについて…………… 1-10-1		
① 土木工事標準単価…………… 1-10-1	③ 設計変更の計算例…………… 1-10-2		
② 市場単価…………… 1-10-1	第11章 土木工事標準単価及び市場単価		
第11章 作業日当り標準作業量	① 土木工事標準単価…………… 1-11-1		
① 作業日当り標準作業量…………… 1-11-1	② 市場単価…………… 1-11-1		
	第12章 作業日当り標準作業量		
	① 作業日当り標準作業量…………… 1-12-1		

新設
修辭上の変
更

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p style="text-align: center;">第3編 空 港</p> <p>第1章 用地造成</p> <p>① 地盤改良工…………… 3-1-1</p> <p>② 緑地工…………… 3-1-2</p> <p>③ ケーブルダクト工…………… 3-1-6</p> <p>④ 柵工…………… 3-1-9</p> <p>⑤ 舗装取壊し工…………… 3-1-15</p> <p>第2章 基本施設舗装</p> <p>① 路床整形工（空港）…………… 3-2-1</p> <p>② 下層路盤工（空港）…………… 3-2-5</p> <p>③ 上層路盤工（空港）…………… 3-2-10</p> <p>④ コンクリート舗装工（空港）…………… 3-2-16</p> <p>⑤ アスファルト舗装工（空港）…………… 3-2-33</p> <p>⑥ グルーピング工（空港）…………… 3-2-47</p> <p>⑦ 飛行場標識工（空港）…………… 3-2-51</p> <p>⑧ タイダウンリング・アースリング工（空港）…………… 3-2-59</p> <p>第3章 舗 装</p> <p>① 路床整形工…………… 3-3-1</p> <p>②-1 路盤工…………… 3-3-1</p> <p>②-2 路盤工（ICT）…………… 3-3-1</p> <p>③ アスファルト舗装工…………… 3-3-1</p> <p>④ 透水性アスファルト舗装工…………… 3-3-1</p> <p>⑤ コンクリート舗装工…………… 3-3-1</p> <p>⑥ 区画線工…………… 3-3-1</p> <p>⑦ 縁石工…………… 3-3-1</p> <p>第4章 空港維持・修繕</p> <p>① 草刈工…………… 3-4-1</p> <p>② 舗装面清掃工…………… 3-4-10</p> <p>③ ゴム除去工…………… 3-4-13</p> <p>④ 排水溝清掃工…………… 3-4-14</p> <p>⑤ 標識維持工…………… 3-4-17</p> <p>⑥ 植栽維持工…………… 3-4-20</p> <p>⑦ 目地補修工…………… 3-4-21</p> <p>⑧ 除雪工…………… 3-4-24</p>	<p style="text-align: center;">第3編 空 港</p> <p>第1章 用地造成</p> <p>① 緑地工…………… 3-1-1</p> <p>② ケーブルダクト工…………… 3-1-5</p> <p>③ 柵工…………… 3-1-8</p> <p>④ 舗装取壊し工…………… 3-1-14</p> <p>第2章 地盤改良</p> <p>① 地盤改良工…………… 3-2-1</p> <p>第3章 基本施設舗装</p> <p>① 路床整形工（空港）…………… 3-3-1</p> <p>② 下層路盤工（空港）…………… 3-3-5</p> <p>③ 上層路盤工（空港）…………… 3-3-10</p> <p>④ コンクリート舗装工（空港）…………… 3-3-16</p> <p>⑤ アスファルト舗装工（空港）…………… 3-3-33</p> <p>⑥ グルーピング工（空港）…………… 3-3-47</p> <p>⑦ 飛行場標識工（空港）…………… 3-3-51</p> <p>⑧ タイダウンリング・アースリング工（空港）…………… 3-3-59</p> <p>第4章 舗 装</p> <p>① 路床整形工…………… 3-4-1</p> <p>②-1 路盤工…………… 3-4-1</p> <p>②-2 路盤工（ICT）…………… 3-4-1</p> <p>③ アスファルト舗装工…………… 3-4-1</p> <p>④ 透水性アスファルト舗装工…………… 3-4-1</p> <p>⑤ コンクリート舗装工…………… 3-4-1</p> <p>⑥ 区画線工…………… 3-4-1</p> <p>⑦ 縁石工…………… 3-4-1</p> <p>第5章 空港維持・修繕</p> <p>① 草刈工…………… 3-5-1</p> <p>② 舗装面清掃工…………… 3-5-10</p> <p>③ ゴム除去工…………… 3-5-13</p> <p>④ 排水溝清掃工…………… 3-5-14</p> <p>⑤ 標識維持工…………… 3-5-17</p> <p>⑥ 植栽維持工…………… 3-5-20</p> <p>⑦ 目地補修工…………… 3-5-21</p> <p>⑧ 除雪工…………… 3-5-24</p>		<p>「空港地盤改良工事」新設に伴う変更</p> <p>「空港地盤改良工事」新設に伴う変更</p> <p>修辭上の変更</p> <p>修辭上の変更</p> <p>修辭上の変更</p>

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p style="text-align: center;">第 1 編 総 則</p> <p>第1章 総 則 第2章 工事費の積算 第3章 一般管理費等 第4章 数値基準 第5章 建設機械運転労務等 第6章 時間的制約を受ける空港土木工事の積算 第7章 空港請負工事における現場環境改善費の積算 第8章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p> <p>第9章 設計変更 第10章 土木工事標準単価及び市場単価 第11章 作業日当り標準作業量</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 総 則</p> <p>第1章 総 則 第2章 工事費の積算 第3章 一般管理費等 第4章 数値基準 第5章 建設機械運転労務等 第6章 時間的制約を受ける空港土木工事の積算 第7章 空港請負工事における現場環境改善費の積算 第8章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算 第9章 施工箇所が点在する工事の積算 第10章 設計変更 第11章 土木工事標準単価及び市場単価 第12章 作業日当り標準作業量</p>		<p style="text-align: center;">新設</p>

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>① 適用範囲等</p> <p>1. 目的 この積算基準は、空港土木請負工事及び空港土木維持修繕請負工事の予定価格の基礎となる積算価格を適正に算出することを目的とする。</p> <p>2. 適用の範囲 この積算基準は、空港土木請負工事及び空港土木維持修繕請負工事に適用する。 ただし、この基準書によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</p> <p>3. 基準の適用 工事費の積算における基準は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における最新の基準を適用する。</p> <p>4. 設計書の作成 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価等について調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。</p> <p>5. 積算価格 積算価格とは、施工実績、調査、研究等から設定した標準的施工における標準的費用をいう。</p> <p>6. 積算の基本</p> <p>6-1 積算は、工事請負契約書、設計図書等により工事施工条件を十分に把握し、本基準に基づき行うものとする。</p> <p>6-2 積算は、本基準の施工歩掛によるものとするが、工事の規模、現地条件等により施工歩掛を適用することが、不合理と考えられる場合は、別途に積算するものとする。</p> <p>6-3 数種類の施工機械が相互に密接な関係をもちつつ行う作業の場合は、組合せ機械として積算するものとする。</p> <p>7. 施工方式・施工歩掛</p> <p>7-1 本基準における施工方法及び施工歩掛は、標準的な受注者による標準的な施工方式を前提にまとめたものである。 したがって、本基準に示されていない施工方法の積算については、この主旨を考慮し適正な積算を行わなければならない。</p> <p>7-2 本基準に示されていない施工方式（工種及び工法）については、下記事項を参考にして決定しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 類似工事の標準施工 (2) 類似工事または同種工事の実績 (3) その他</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>① 適用範囲等</p> <p>1. 目的 この積算基準は、空港土木請負工事の予定価格の基礎となる積算価格を適正に算出することを目的とする。</p> <p>2. 適用の範囲 この積算基準は、空港土木請負工事に適用する。 ただし、この基準書によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</p> <p>3. 基準の適用 工事費の積算における基準は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における最新の基準を適用する。</p> <p>4. 設計書の作成 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価等について調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。</p> <p>5. 積算価格 積算価格とは、施工実績、調査、研究等から設定した標準的施工における標準的費用をいう。</p> <p>6. 積算の基本</p> <p>6-1 積算は、工事請負契約書、設計図書等により工事施工条件を十分に把握し、本基準に基づき行うものとする。</p> <p>6-2 積算は、本基準の施工歩掛によるものとするが、工事の規模、現地条件等により施工歩掛を適用することが、不合理と考えられる場合は、別途に積算するものとする。</p> <p>6-3 数種類の施工機械が相互に密接な関係をもちつつ行う作業の場合は、組合せ機械として積算するものとする。</p> <p>7. 施工方式・施工歩掛</p> <p>7-1 本基準における施工方法及び施工歩掛は、標準的な受注者による標準的な施工方式を前提にまとめたものである。 したがって、本基準に示されていない施工方法の積算については、この主旨を考慮し適正な積算を行わなければならない。</p> <p>7-2 本基準に示されていない施工方式（工種及び工法）については、下記事項を参考にして決定しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 類似工事の標準施工 (2) 類似工事または同種工事の実績 (3) その他</p>	1-1-1	<p>語句修正</p> <p>語句修正</p>

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p>② 請負工事の工事費の構成</p> <p>1. 工事費の積算価格構成</p> <p>※ただし、空港維持工事では適用外</p>	<p>② 請負工事の工事費の構成</p> <p>1. 工事費の積算価格構成</p>	1-1-2	<p>語句修正</p> <p>空港維持工事を適用としたため。</p>

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p>2. 工事費の積算価格構成の項目</p> <p>2-1 直接工事費 直接工事費は、工事の内容により工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分毎に労務費、材料費及び直接経費を考慮し、「第2章 工事費の積算」の「①直接工事費」により積算するものとする。</p> <p>(1) 労務費（除雪工事においては、除雪待機補償費を含む） (2) 材料費 (3) 直接経費 1) 特許使用料 2) 水道光熱電力料 3) 機械経費</p> <p>2-2 間接工事費 間接工事費は、直接工事費以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に区分し、積算するものとする。</p> <p>(1) 共通仮設費 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費 1. 共通仮設費」により構成する費目毎に積算するものとする。</p> <p>1) 運搬費 2) 準備費 3) 事業損失防止施設費 4) 安全費 5) 役務費 6) 技術管理費 7) 営繕費 8) 現場環境改善費</p> <p>(2) 現場管理費 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費 2. 現場管理費」により積算するものとする。</p> <p>2-3 一般管理費等 一般管理費等は、工事の施工にあたる企業の経営管理と活動に必要な本店及び支店における経費の一般管理費と企業の継続運営に必要な費用の付加利益とし、「第3章 一般管理費等」の「①一般管理費等」により積算するものとする。</p> <p>2-4 工事価格の端数処理 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上するものとする。</p> <p>2-5 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p> <p>3. 合併積算等 設計業務、測量業務、地質・土質調査並びに、電気施設工事、照明施設工事、建築施設工事等との合併積算は、各々定められた積算基準に基づき別途に積算し、合算するものとする。</p>	<p>2. 工事費の積算価格構成の項目</p> <p>2-1 直接工事費 直接工事費は、工事の内容により工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分毎に労務費、材料費及び直接経費を考慮し、「第2章 工事費の積算」の「①直接工事費」により積算するものとする。</p> <p>(1) 労務費（除雪工事においては、除雪待機費を含む） (2) 材料費 (3) 直接経費 1) 特許使用料 2) 水道光熱電力料 3) 機械経費</p> <p>2-2 間接工事費 間接工事費は、直接工事費以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に区分し、積算するものとする。</p> <p>(1) 共通仮設費 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費 1. 共通仮設費」により構成する費目毎に積算するものとする。</p> <p>1) 運搬費 2) 準備費 3) 事業損失防止施設費 4) 安全費 5) 役務費 6) 技術管理費 7) 営繕費 8) 現場環境改善費</p> <p>(2) 現場管理費 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費 2. 現場管理費」により積算するものとする。</p> <p>2-3 一般管理費等 一般管理費等は、工事の施工にあたる企業の経営管理と活動に必要な本店及び支店における経費の一般管理費と企業の継続運営に必要な費用の付加利益とし、「第3章 一般管理費等」の「①一般管理費等」により積算するものとする。</p> <p>2-4 工事価格の端数処理 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上するものとする。</p> <p>2-5 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p> <p>3. 合併積算等 設計業務、測量業務、地質・土質調査並びに、電気施設工事、照明施設工事、建築施設工事等との合併積算は、各々定められた積算基準に基づき別途に積算し、合算するものとする。</p>	1-1-3	語句修正

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p style="text-align: center;">第2章 工事費の積算</p> <p>① 直接工事費 直接工事費は、工事の内容により工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分毎に労務費、材料費及び直接経費を考慮し、以下のとおり積算するものとする。</p> <p>1. 労務費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の1-1～1-2によるものとする。</p> <p>1-1 所要人員 所要人員は、過去の施工実態の調査により設定した空港土木請負工事及び空港土木維持修繕請負工事の標準歩掛を使用するものとする。</p> <p>1-2 労務単価 工事費の積算に用いる労務単価は、「公共工事設計労務単価」（以下、「労務単価」という。）等を使用するものとする。基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p> <p>1-3 夜間工事等の労務単価の割増し 次に掲げる場合は、労務単価の割増しを行うものとする。 1) 現場条件等により、通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を計画する場合は、次のとおりとする。【例—1】 （イ）所定労働時間内で17時～20時、6時～8時の時間帯は労務単価とする。 （ロ）所定労働時間内で20時～6時にかかる時間帯は、夜間工事単価として労務単価に1.5を乗じる。ただし、夜間工事単価は、所定労働時間内に適用するものとし、所定労働時間を超えた時間帯については、次項2)の時間外割増し、時間外深夜割増しを適用するものとする。 2) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えて、超過勤務による作業を計画する場合は、次のとおりとする。なお、超過勤務4時間を超える毎に30分間の休憩時間を与えるものとする。 （イ）通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えた時間帯は、時間外割増し（労務単価×割増対象賃金比×1.25）を行うものとする。 （ロ）通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えた深夜時間帯（22時～5時）は、時間外割増し（労務単価×割増対象賃金比×1.25）に深夜割増し（労務単価×割増対象賃金比×0.25）を加算した時間外割増し（労務単価×割増対象賃金比×1.50）を行うものとする。 3) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8.0h）+休憩時間（1.0h）は、労務単価とし、所定労働時間内の深夜時間帯（22時～5時）は、深夜割増し（労務単価×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。 ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超えた時間帯は、時間外割増し（労務単価×割増対象賃金比×1.25）を行うものとし、所定労働時間を超えた深夜時間帯（22時～5時）は、深夜割増し（労務単価×割増対象賃金比×0.25）を加算した時間外深夜割増し（労務単価×割増対象賃金比×1.50）を行うものとする。【例—2】【例—3】</p>	<p style="text-align: center;">第2章 工事費の積算</p> <p>① 直接工事費 直接工事費は、工事の内容により工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分毎に労務費、材料費及び直接経費を考慮し、以下のとおり積算するものとする。</p> <p>1. 労務費 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の1-1～1-2によるものとする。</p> <p>1-1 所要人員 所要人員は、過去の施工実態の調査により設定した空港土木請負工事積算基準の標準歩掛を使用するものとする。</p> <p>1-2 労務単価 工事費の積算に用いる労務単価は、「公共工事設計労務単価」（以下、「労務単価」という。）等を使用するものとする。基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p> <p>1-3 夜間工事等の労務単価の割増し 次に掲げる場合は、労務単価の割増しを行うものとする。 1) 現場条件等により、通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を計画する場合は、次のとおりとする。【例—1】 （イ）所定労働時間内で17時～20時、6時～8時の時間帯は労務単価とする。 （ロ）所定労働時間内で20時～6時にかかる時間帯は、夜間工事単価として労務単価に1.5を乗じる。ただし、夜間工事単価は、所定労働時間内に適用するものとし、所定労働時間を超えた時間帯については、次項2)の時間外割増し、時間外深夜割増しを適用するものとする。 2) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えて、超過勤務による作業を計画する場合は、次のとおりとする。なお、超過勤務4時間を超える毎に30分間の休憩時間を与えるものとする。 （イ）通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えた時間帯は、時間外割増し（労務単価×割増対象賃金比×1.25）を行うものとする。 （ロ）通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えた深夜時間帯（22時～5時）は、時間外割増し（労務単価×割増対象賃金比×1.25）に深夜割増し（労務単価×割増対象賃金比×0.25）を加算した時間外割増し（労務単価×割増対象賃金比×1.50）を行うものとする。 3) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8.0h）+休憩時間（1.0h）は、労務単価とし、所定労働時間内の深夜時間帯（22時～5時）は、深夜割増し（労務単価×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。 ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超えた時間帯は、時間外割増し（労務単価×割増対象賃金比×1.25）を行うものとし、所定労働時間を超えた深夜時間帯（22時～5時）は、深夜割増し（労務単価×割増対象賃金比×0.25）を加算した時間外深夜割増し（労務単価×割増対象賃金比×1.50）を行うものとする。【例—2】【例—3】</p>	1-2-1	誤謬修正

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p>2-3 支給品 支給品の価格は購入価格とし、間接工事費の率対象額としてのみ計上する。ただし、別途製作した材料（ケーソン、ブロック等）及び発生材料は無価計上とする。 なお、別途製作した材料（ケーソン、ブロック等）及び発生材料の撤去、据付及び運搬等の経費は計上するものとする。</p> <p>3. 直接経費 直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の3-1～3-3によるものとする。</p> <p>3-1 特許使用料 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。</p> <p>3-2 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び処分費等とするものとする。</p> <p>3-3 機械経費 機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く）で、その算定は、港湾局長、航空局長の通達による「船舶および機械器具等の損料算定基準」に基づいて積算するものとする。</p> <p>4. 歩掛 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用を算定するものである。算定は空港土木請負工事及び空港土木維持修繕請負工事の標準歩掛又は物価資料（「土木施工単価（（一財）経済調査会）」及び「土木コスト情報（（一財）建設物価調査会）」を含む）によるものとする。空港土木請負工事及び空港土木維持修繕請負工事の標準歩掛にない歩掛又は物価資料に記載されていない単価については、特別調査又は見積徴取（原則として3社以上）により歩掛を設定する。</p> <p>5. 諸雑費及び端数処理 (1) 諸雑費 1) 諸雑費の定義 当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。 2) 単価表及び機械運転単価表 (イ) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの） 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 (ロ) 単価表及び機械運転単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合） 単位数量当りの単価表及び機械運転単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 (ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。 3) 内訳書 諸雑費は計上しない。</p>	<p>2-3 支給品 支給品の価格は購入価格とし、間接工事費の率対象額としてのみ計上する。ただし、別途製作した材料（ケーソン、ブロック等）及び発生材料は無価計上とする。 なお、別途製作した材料（ケーソン、ブロック等）及び発生材料の撤去、据付及び運搬等の経費は計上するものとする。</p> <p>3. 直接経費 直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の3-1～3-3によるものとする。</p> <p>3-1 特許使用料 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。</p> <p>3-2 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び処分費等とするものとする。</p> <p>3-3 機械経費 機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く）で、その算定は、港湾局長、航空局長の通達による「船舶および機械器具等の損料算定基準」に基づいて積算するものとする。</p> <p>4. 歩掛 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用を算定するものである。算定は空港土木請負工事積算基準の標準歩掛又は物価資料（「土木施工単価（（一財）経済調査会）」及び「土木コスト情報（（一財）建設物価調査会）」を含む）によるものとする。空港土木請負工事積算基準の標準歩掛にない歩掛又は物価資料に記載されていない単価については、特別調査又は見積徴取（原則として3社以上）により歩掛を設定する。</p> <p>5. 諸雑費及び端数処理 (1) 諸雑費 1) 諸雑費の定義 当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。 2) 単価表及び機械運転単価表 (イ) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの） 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。 (ロ) 単価表及び機械運転単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合） 単位数量当りの単価表及び機械運転単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。 (ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。 3) 内訳書 諸雑費は計上しない。</p>	1-2-4	誤謬修正

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考																		
<p>② 間接工事費</p> <p>1. 共通仮設費</p> <p>1-1 一般事項</p> <p>(1) 工種区分</p> <p>共通仮設費は、次の工種内容により表-1に掲げる区分毎に算定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表1.1 工種区分</p> <table border="1" data-bbox="216 485 1347 1094"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土工、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、柵工等の付帯施設工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。</p> <p>2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。ただし、判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。</p> <p>3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(2) 算定方法</p> <p>共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。</p> <p>1) 率計算による部分</p> <p>下記に定める対象額毎に求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>対象額 (P) = 直接工事費 + 支給品費 + 事業損失防止施設費</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費 上記 a を支給する場合の支給品費 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価 大型標識柱 [オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式] の製作費を含む材料費 	工種区分	工種内容	空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土工、 地盤改良工 、法面工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、柵工等の付帯施設工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事	空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事	空港維持工事	空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事	<p>② 間接工事費</p> <p>1. 共通仮設費</p> <p>1-1 一般事項</p> <p>(1) 工種区分</p> <p>共通仮設費は、次の工種内容により表-1に掲げる区分毎に算定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表1.1 工種区分</p> <table border="1" data-bbox="1433 485 2564 1205"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工種内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土工、法面工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、柵工等の付帯施設工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港地盤改良工事</td> <td>地盤改良工事(地盤の沈下、安定及び液状化等に関する工事)にあつて、次に掲げる工事 地盤改良工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。</p> <p>2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。ただし、判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。</p> <p>3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(2) 算定方法</p> <p>共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。</p> <p>1) 率計算による部分</p> <p>下記に定める対象額毎に求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>対象額 (P) = 直接工事費 + 支給品費 + 事業損失防止施設費</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費 上記 a を支給する場合の支給品費 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価 大型標識柱 [オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式] の製作費を含む材料費 	工種区分	工種内容	空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土工、法面工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、柵工等の付帯施設工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事	空港地盤改良工事	地盤改良工事(地盤の沈下、安定及び液状化等に関する工事)にあつて、次に掲げる工事 地盤改良工及びこれらに類する工事	空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事	空港維持工事	空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事	1-2-6	<p>「空港地盤改良工事」新設に伴う修正</p> <p>「空港地盤改良工事」新設に伴う修正</p>
工種区分	工種内容																				
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土工、 地盤改良工 、法面工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、柵工等の付帯施設工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事																				
空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事																				
空港維持工事	空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事																				
工種区分	工種内容																				
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土工、法面工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、柵工等の付帯施設工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事																				
空港地盤改良工事	地盤改良工事(地盤の沈下、安定及び液状化等に関する工事)にあつて、次に掲げる工事 地盤改良工及びこれらに類する工事																				
空港舗装工事	舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事																				
空港維持工事	空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事																				

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考																
<p>1-2 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第3表）の工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率を当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正 共通仮設費率の補正は、「1）大都市等を考慮した共通仮設費率の補正」又は「2）施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正」により補正を行うものとする。</p> <p>1) 大都市等を考慮した共通仮設費率の補正 (イ) 大都市等を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の工種区分及び施工地域区分の場合において別表第1（第1表、第2表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="433 779 1133 1020"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>施工地域区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">空港用地造成工事 空港舗装工事</td> <td>大都市</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 大都市、市街地の補正の施工地域区分は以下のとおりとする。 大都市：東京国際空港をいう。 市街地：施工地域が人口集中地区（D I D）をいう。 D I Dとは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地区をいう。 なお、空港では、空港全域を工事場所として扱っており、空港の一部でも人口集中地区（D I D）に該当する場合には、その空港は人口集中地区（D I D）とみなす。</p> <p>(ロ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分） ＝対象額（P）×共通仮設費率（K r）×大都市等を考慮した補正係数 ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表、第2表）による。 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率（K r）の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p>	工種区分	施工地域区分	補正係数	空港用地造成工事 空港舗装工事	大都市	1.3	市街地	1.3	<p>1-2 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第3表）の工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率を当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正 共通仮設費率の補正は、「1）大都市等を考慮した共通仮設費率の補正」又は「2）施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正」により補正を行うものとする。</p> <p>1) 大都市等を考慮した共通仮設費率の補正 (イ) 大都市等を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の工種区分及び施工地域区分の場合において別表第1（第1表、第2表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1644 779 2344 1020"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>施工地域区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">空港用地造成工事 空港地盤改良工事 空港舗装工事</td> <td>大都市</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 大都市、市街地の補正の施工地域区分は以下のとおりとする。 大都市：東京国際空港をいう。 市街地：施工地域が人口集中地区（D I D）をいう。 D I Dとは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地区をいう。 なお、空港では、空港全域を工事場所として扱っており、空港の一部でも人口集中地区（D I D）に該当する場合には、その空港は人口集中地区（D I D）とみなす。</p> <p>(ロ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分） ＝対象額（P）×共通仮設費率（K r）×大都市等を考慮した補正係数 ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表、第2表）による。 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率（K r）の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p>	工種区分	施工地域区分	補正係数	空港用地造成工事 空港地盤改良工事 空港舗装工事	大都市	1.3	市街地	1.3	1-2-9	<p>「空港地盤改良工事」新設に伴う修正</p>
工種区分	施工地域区分	補正係数																	
空港用地造成工事 空港舗装工事	大都市	1.3																	
	市街地	1.3																	
工種区分	施工地域区分	補正係数																	
空港用地造成工事 空港地盤改良工事 空港舗装工事	大都市	1.3																	
	市街地	1.3																	

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考																																		
<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正 (イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の工種区分及び施工地域・工事場所区分の場合において、別表第1（第1表～第3表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="290 436 1279 745"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港維持工事</td> <td colspan="2">市街地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">空港用地造成工事 空港舗装工事 空港維持工事</td> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区（D I D）をいう。 D I Dとは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地区をいう。 なお、空港では、空港全域を工事場所として扱っており、空港の一部でも人口集中地区（D I D）に該当する場合には、その空港は人口集中地区（D I D）とみなす。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。 2. 一般交通等の影響を受ける場合は以下のとおりとする。 ①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>(ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を採用する。</p> <p>(ハ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K r） +施工地域・工事場所による補正率） ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表～第3表）による。</p> <p>(3) その他 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記（2）1）及び（2）2）のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。</p>	工種区分	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	空港維持工事	市街地		2.0	空港用地造成工事 空港舗装工事 空港維持工事	山間僻地及び離島		1.0	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	<p>2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正 (イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の工種区分及び施工地域・工事場所区分の場合において、別表第1（第1表～第3表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1507 436 2496 745"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港維持工事</td> <td colspan="2">市街地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">空港用地造成工事 空港地盤改良工事 空港舗装工事 空港維持工事</td> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区（D I D）をいう。 D I Dとは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地区をいう。 なお、空港では、空港全域を工事場所として扱っており、空港の一部でも人口集中地区（D I D）に該当する場合には、その空港は人口集中地区（D I D）とみなす。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。 2. 一般交通等の影響を受ける場合は以下のとおりとする。 ①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>(ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を採用する。</p> <p>(ハ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K r） +施工地域・工事場所による補正率） ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表～第3表）による。</p> <p>(3) その他 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記（2）1）及び（2）2）のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。</p>	工種区分	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	空港維持工事	市街地		2.0	空港用地造成工事 空港地盤改良工事 空港舗装工事 空港維持工事	山間僻地及び離島		1.0	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	1-2-10	「空港地盤改良工事」新設に伴う修正
工種区分	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																																		
空港維持工事	市街地		2.0																																		
空港用地造成工事 空港舗装工事 空港維持工事	山間僻地及び離島		1.0																																		
	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																		
		施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																		
工種区分	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																																		
空港維持工事	市街地		2.0																																		
空港用地造成工事 空港地盤改良工事 空港舗装工事 空港維持工事	山間僻地及び離島		1.0																																		
	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																		
		施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																		

空港請負工事積算基準（令和7年4月）					空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）					現行ページ	備考																																				
別表第1 共通仮設費率 第1表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>14.45</td> <td>664.4</td> <td>-0.2482</td> <td>2.60</td> </tr> </thead> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする	工種区分	A	b	空港用地造成工事	14.45	664.4	-0.2482	2.60	別表第1 共通仮設費率 第1表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>13.42</td> <td>513.1</td> <td>-0.2362</td> <td>2.63</td> </tr> </thead> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする	工種区分	A	b	空港用地造成工事	13.42	513.1	-0.2362	2.63	1-2-11	「空港地盤改良工事」 新設に伴う修正 「空港地盤改良工事」 新設に伴う修正
対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下		50億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港用地造成工事	14.45	664.4	-0.2482	2.60																																											
対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下		50億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港用地造成工事	13.42	513.1	-0.2362	2.63																																											
第2表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>14.16</td> <td>608.7</td> <td>-0.2438</td> <td>3.29</td> </tr> </thead> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする	工種区分	A	b	空港舗装工事	14.16	608.7	-0.2438	3.29	第2表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港地盤改良工事</td> <td>21.96</td> <td>568.9</td> <td>-0.2110</td> <td>5.11</td> </tr> </thead> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする	工種区分	A	b	空港地盤改良工事	21.96	568.9	-0.2110	5.11		
対象額	500万円以下	500万円を超え 20億円以下		20億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港舗装工事	14.16	608.7	-0.2438	3.29																																											
対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下		50億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港地盤改良工事	21.96	568.9	-0.2110	5.11																																											
第3表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>6.65</td> <td>127.6</td> <td>-0.1915</td> <td>3.28</td> </tr> </thead> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする	工種区分	A	b	空港維持工事	6.65	127.6	-0.1915	3.28	第3表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>14.16</td> <td>608.7</td> <td>-0.2438</td> <td>3.29</td> </tr> </thead> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする	工種区分	A	b	空港舗装工事	14.16	608.7	-0.2438	3.29		
対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下		2億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港維持工事	6.65	127.6	-0.1915	3.28																																											
対象額	500万円以下	500万円を超え 20億円以下		20億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港舗装工事	14.16	608.7	-0.2438	3.29																																											
第4表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>6.65</td> <td>127.6</td> <td>-0.1915</td> <td>3.28</td> </tr> </thead> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする	工種区分	A	b	空港維持工事	6.65	127.6	-0.1915	3.28	第4表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>6.65</td> <td>127.6</td> <td>-0.1915</td> <td>3.28</td> </tr> </thead> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする	工種区分	A	b	空港維持工事	6.65	127.6	-0.1915	3.28		
対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下		2億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港維持工事	6.65	127.6	-0.1915	3.28																																											
対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下		2億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(1)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、下記による		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港維持工事	6.65	127.6	-0.1915	3.28																																											

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考																																												
<p>(2) 大都市等を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>1) 大都市等を考慮した現場管理費率の補正は、以下の工種区分及び施工地域区分の場合において別表第2（第1表、第2表）の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="379 373 1181 583"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>施工地域区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">空港用地造成工事 空港舗装工事</td> <td>大都市</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 大都市、市街地の補正を適用できる施工地域区分は以下の通りとする。 大都市：東京国際空港をいう。 市街地：施工地域が人口集中地区（D I D）をいう。 D I Dとは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地区をいう。 なお、空港では、空港全域を工事場所として扱っており、空港の一部でも人口集中地区（D I D）に該当する場合には、その空港は人口集中地区（D I D）とみなす。</p> <p>(3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、以下の工種区分及び施工地域・工事場所区分の場合において、別表第2の現場管理費率に次表の補正値を加算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="320 1035 1240 1350"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>市 街 地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">空港用地造成工事 空港舗装工事 空港維持工事</td> <td>山間僻地及び離島</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D）をいう。 D I Dとは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地区をいう。 なお、空港では、空港全域を工事場所として扱っており、空港の一部でも人口集中地区（D I D）に該当する場合には、その空港は人口集中地区（D I D）とみなす。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 2. 一般交通等の影響を受ける場合は以下のとおりとする。 ① 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ② 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ 施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p>	工種区分	施工地域区分	補正係数	空港用地造成工事 空港舗装工事	大都市	1.4	市街地	1.2	工種区分	施工地域・工事場所区分	補正値 (%)	空港維持工事	市 街 地	1.5	空港用地造成工事 空港舗装工事 空港維持工事	山間僻地及び離島	0.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—	<p>(2) 大都市等を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>1) 大都市等を考慮した現場管理費率の補正は、以下の工種区分及び施工地域区分の場合において別表第2（第1表、第2表）の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1596 373 2398 583"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>施工地域区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">空港用地造成工事 空港地盤改良工事 空港舗装工事</td> <td>大都市</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 大都市、市街地の補正を適用できる施工地域区分は以下の通りとする。 大都市：東京国際空港をいう。 市街地：施工地域が人口集中地区（D I D）をいう。 D I Dとは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地区をいう。 なお、空港では、空港全域を工事場所として扱っており、空港の一部でも人口集中地区（D I D）に該当する場合には、その空港は人口集中地区（D I D）とみなす。</p> <p>(3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、以下の工種区分及び施工地域・工事場所区分の場合において、別表第2の現場管理費率に次表の補正値を加算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1537 1035 2457 1350"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>市 街 地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">空港用地造成工事 空港地盤改良工事 空港舗装工事 空港維持工事</td> <td>山間僻地及び離島</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D）をいう。 D I Dとは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地区をいう。 なお、空港では、空港全域を工事場所として扱っており、空港の一部でも人口集中地区（D I D）に該当する場合には、その空港は人口集中地区（D I D）とみなす。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 2. 一般交通等の影響を受ける場合は以下のとおりとする。 ① 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ② 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ 施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p>	工種区分	施工地域区分	補正係数	空港用地造成工事 空港地盤改良工事 空港舗装工事	大都市	1.4	市街地	1.2	工種区分	施工地域・工事場所区分	補正値 (%)	空港維持工事	市 街 地	1.5	空港用地造成工事 空港地盤改良工事 空港舗装工事 空港維持工事	山間僻地及び離島	0.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—	<p>1-2-28</p>	<p>「空港地盤改良工事」新設に伴う修正</p> <p>「空港地盤改良工事」新設に伴う修正</p>
工種区分	施工地域区分	補正係数																																													
空港用地造成工事 空港舗装工事	大都市	1.4																																													
	市街地	1.2																																													
工種区分	施工地域・工事場所区分	補正値 (%)																																													
空港維持工事	市 街 地	1.5																																													
空港用地造成工事 空港舗装工事 空港維持工事	山間僻地及び離島	0.5																																													
	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																												
		施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—																																												
工種区分	施工地域区分	補正係数																																													
空港用地造成工事 空港地盤改良工事 空港舗装工事	大都市	1.4																																													
	市街地	1.2																																													
工種区分	施工地域・工事場所区分	補正値 (%)																																													
空港維持工事	市 街 地	1.5																																													
空港用地造成工事 空港地盤改良工事 空港舗装工事 空港維持工事	山間僻地及び離島	0.5																																													
	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																												
		施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—																																												

空港請負工事積算基準 (令和7年4月)					空港請負工事積算基準 (令和8年4月 改定案)					現行ページ	備考																																				
別表第2 現場管理費率 第1表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>35.09</td> <td>119.6</td> <td>-0.0795</td> <td>20.26</td> </tr> </tbody> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする	工種区分	A	b	空港用地造成工事	35.09	119.6	-0.0795	20.26	別表第2 現場管理費率 第1表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>32.32</td> <td>86.6</td> <td>-0.0639</td> <td>20.79</td> </tr> </tbody> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする	工種区分	A	b	空港用地造成工事	32.32	86.6	-0.0639	20.79	1-2-30	「空港地盤改良工事」 新設に伴う 変更
対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下		50億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港用地造成工事	35.09	119.6	-0.0795	20.26																																											
対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下		50億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港用地造成工事	32.32	86.6	-0.0639	20.79																																											
第2表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>29.68</td> <td>169.6</td> <td>-0.1130</td> <td>15.08</td> </tr> </tbody> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする	工種区分	A	b	空港舗装工事	29.68	169.6	-0.1130	15.08	第2表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港地盤改良工事</td> <td>57.73</td> <td>650.3</td> <td>-0.1570</td> <td>19.52</td> </tr> </tbody> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする	工種区分	A	b	空港地盤改良工事	57.73	650.3	-0.1570	19.52		「空港地盤改良工事」 新設に伴う 変更
対象額	500万円以下	500万円を超え 20億円以下		20億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港舗装工事	29.68	169.6	-0.1130	15.08																																											
対象額	500万円以下	500万円を超え 50億円以下		50億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港地盤改良工事	57.73	650.3	-0.1570	19.52																																											
第3表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>60.92</td> <td>500.2</td> <td>-0.1365</td> <td>36.82</td> </tr> </tbody> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする	工種区分	A	b	空港維持工事	60.92	500.2	-0.1365	36.82	第3表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>29.68</td> <td>169.6</td> <td>-0.1130</td> <td>15.08</td> </tr> </tbody> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする	工種区分	A	b	空港舗装工事	29.68	169.6	-0.1130	15.08		
対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下		2億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港維持工事	60.92	500.2	-0.1365	36.82																																											
対象額	500万円以下	500万円を超え 20億円以下		20億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港舗装工事	29.68	169.6	-0.1130	15.08																																											
第4表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>60.92</td> <td>500.2</td> <td>-0.1365</td> <td>36.82</td> </tr> </tbody> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする	工種区分	A	b	空港維持工事	60.92	500.2	-0.1365	36.82	第4表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え 2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td>A</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>60.92</td> <td>500.2</td> <td>-0.1365</td> <td>36.82</td> </tr> </tbody> </table>					対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする	工種区分	A	b	空港維持工事	60.92	500.2	-0.1365	36.82		
対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下		2億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港維持工事	60.92	500.2	-0.1365	36.82																																											
対象額	500万円以下	500万円を超え 2億円以下		2億円を超えるもの																																											
適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出される率とする。 ただし、変数値は、 下記による。		下記の率とする																																											
工種区分		A	b																																												
空港維持工事	60.92	500.2	-0.1365	36.82																																											

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考																
<p>2. 付加利益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金（損金算入分を除く） (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3. 一般管理費等の算定 一般管理費等は、1. 及び2. の額の合計額とし、別表第3の工事原価毎に求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>4. 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。 なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第4の前払金支出割合区分毎に定める補正係数を前項で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第5の補正值を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p>(2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表第3 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超える場合</p> <table border="1" data-bbox="252 1476 1314 1577"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>(2)の算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式</p> $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101 \quad (\%)$ <p>ただし、G_p：一般管理費等率（%） C_p：工事原価（単位円） (注) G_pの値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	(2)の算定式により算出された率	9.74%	<p>2. 付加利益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金（損金算入分を除く） (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3. 一般管理費等の算定 一般管理費等は、1. 及び2. の額の合計額とし、別表第3の工事原価毎に求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>4. 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。 なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</p> <p>1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第4の前払金支出割合区分毎に定める補正係数を前項で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第5の補正值を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p>(2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表第3 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超える場合</p> <table border="1" data-bbox="1466 1476 2528 1577"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>25.13%</td> <td>(2)の算定式により算出された率</td> <td>10.63%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式]</p> $G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343 \quad (\%)$ <p>ただし、G_p：一般管理費等率（%） C_p：工事原価（単位円） (注) G_pの値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	25.13%	(2)の算定式により算出された率	10.63%	1-3-2	記載の変更 記載の変更
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																
一般管理費等率	23.57%	(2)の算定式により算出された率	9.74%																
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																
一般管理費等率	25.13%	(2)の算定式により算出された率	10.63%																

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考																													
<p style="text-align: center;">第5章 建設機械運転労務等</p> <p>① 建設機械運転労務</p> <p>建設機械運転労務は、土木工事標準積算基準書 第I編 総則 第6章 建設機械運転労務等</p> <p>① 建設機械運転労務を準用する。</p> <p>② 原動機燃料消費量</p> <p>空港工事で使用する建設機械等の原動機燃料消費量は、下表に示す。 下表に示す項目以外については、土木工事標準積算基準書 第I編 総則 第6章 建設機械運転労務等</p> <p>② 原動機燃料消費量を準用する。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 運転1時間当り燃料消費率</p> <table border="1" data-bbox="201 863 1359 1108"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>燃 料 消 費 率 (ℓ/kW-h)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>コンクリート簡易仕上機</td> <td></td> <td rowspan="2">0.122</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>インナバイブレータ</td> <td>自走式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>汚泥吸排車</td> <td></td> <td>0.053</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G：ガソリン E：電力 印のないものは軽油である。</p> <p>③ 機械運転単価表</p> <p>機械運転単価表は、土木工事標準積算基準書 第I編 総則 第6章 建設機械運転労務等</p> <p>③ 機械運転単価表を準用する。</p>	No.	機 械 名	規 格	燃 料 消 費 率 (ℓ/kW-h)	摘 要	1	コンクリート簡易仕上機		0.122		2	インナバイブレータ	自走式		3	汚泥吸排車		0.053		<p style="text-align: center;">第5章 建設機械運転労務等</p> <p>① 建設機械運転労務</p> <p>建設機械運転労務は、土木工事標準積算基準書 第I編 総則 第6章 建設機械運転労務等</p> <p>① 建設機械運転労務を準用する。</p> <p>② 原動機燃料消費量</p> <p>空港工事で使用する建設機械等の原動機燃料消費量は、下表に示す。 下表に示す項目以外については、土木工事標準積算基準書 第I編 総則 第6章 建設機械運転労務等</p> <p>② 原動機燃料消費量を準用する。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 運転1時間当り燃料消費率</p> <table border="1" data-bbox="1418 863 2576 1010"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>燃 料 消 費 率 (ℓ/kW-h)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>コンクリート簡易仕上機</td> <td></td> <td>0.122</td> <td>軽油</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 機械運転単価表</p> <p>機械運転単価表は、土木工事標準積算基準書 第I編 総則 第6章 建設機械運転労務等</p> <p>③ 機械運転単価表を準用する。</p>	No.	機 械 名	規 格	燃 料 消 費 率 (ℓ/kW-h)	摘 要	1	コンクリート簡易仕上機		0.122	軽油	1-5-1	<p style="color: red;">基準適用の 適正化を図 るための修 正</p>
No.	機 械 名	規 格	燃 料 消 費 率 (ℓ/kW-h)	摘 要																												
1	コンクリート簡易仕上機		0.122																													
2	インナバイブレータ	自走式																														
3	汚泥吸排車		0.053																													
No.	機 械 名	規 格	燃 料 消 費 率 (ℓ/kW-h)	摘 要																												
1	コンクリート簡易仕上機		0.122	軽油																												

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p style="text-align: center;">第7章 空港請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>① 空港請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1. 現場環境改善費</p> <p>1-1 対象となる現場環境改善内容 工事に伴い実施する仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携の現場環境改善を対象とする。</p> <p>1-2 適用の範囲 工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等を考慮し、現場環境改善を必要とする場合に適用する。</p> <p>1-3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。</p> <p>1) 積算方法は以下のとおりとする。 $K = i \cdot Pi + \alpha$ K：現場環境改善費 i：現場環境改善費率（単位：％ 小数第3位四捨五入し、第2位とする） $i = 46687.43 \cdot Pi^{-0.5911}$ Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品（共通仮設費対象分）＋事業損失防止施設費） α：積上げ計上分</p> <p>2) 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携）毎に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用であり、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>3) 積上げ計上分（α）に計上されるものは、別表-1以外で避暑（熱中症予防）・防寒対策に関する費用及び特別な現場環境改善を行うための費用とする。なお、避暑（熱中症予防）・防寒対策に関する費用については、1-4を参照とし、特別な現場環境改善を行うための費用については、別表-2を参照のこと。</p> <p>4) 現場環境改善に関する費用の対象額は50億円を限度とする。</p> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積み上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 空港請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>① 空港請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1. 現場環境改善費</p> <p>1-1 対象となる現場環境改善内容 工事に伴い実施する仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携の現場環境改善を対象とする。</p> <p>1-2 適用の範囲 工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等を考慮し、現場環境改善を必要とする場合に適用する。</p> <p>1-3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。</p> <p>1) 積算方法は以下のとおりとする。 $K = i \cdot Pi + \alpha$ K：現場環境改善費 i：現場環境改善費率（単位：％ 小数第3位四捨五入し、第2位とする） $i = 36087.20 \cdot Pi^{-0.5890}$ Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品（共通仮設費対象分）＋事業損失防止施設費） α：積上げ計上分</p> <p>2) 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携）毎に1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用であり、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>3) 積上げ計上分（α）に計上されるものは、別表-1以外で避暑（熱中症予防）・防寒対策に関する費用及び特別な現場環境改善を行うための費用とする。なお、避暑（熱中症予防）・防寒対策に関する費用については、1-4を参照とし、特別な現場環境改善を行うための費用については、別表-2を参照のこと。</p> <p>4) 現場環境改善に関する費用の対象額は50億円を限度とする。</p> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積み上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p>	<p>1-7-1</p>	<p>記載の変更</p> <p>記載の変更</p>

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p>2. 増加費用の算定</p> <p>2-1 増加費用の構成</p> <p>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p> <p>※ 工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p>(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。</p> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間が3ヶ月以内は以下の通りとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合等は、別途考慮すること。</p> <p>2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）</p> <p>(1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p> <p>1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。</p> <p>※積上げ項目</p>	<p>2. 増加費用の算定</p> <p>2-1 増加費用の構成</p> <p>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p> <p>※ 工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p>(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。</p> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間が3ヶ月以内の算定方法は以下の通りとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合等は、別途考慮すること。</p> <p>2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）</p> <p>(1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p> <p>1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。</p> <p>※積上げ項目</p>	1-8-3	記載の変更

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p>カ 社員等従業員給料手当 工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用</p> <p>① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用</p> <p>② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>コ 労務管理費</p> <p>① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。</p> <p>② 解雇・休業手当を払う場合の費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>ク 地代 現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用</p> <p>ケ 福利厚生費等 現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用</p> <p>ii) 本支店における増加費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> <p>iii) 消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用</p>	<p>カ 社員等従業員給料手当 工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用</p> <p>① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用</p> <p>② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>コ 労務管理費</p> <p>① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。</p> <p>② 解雇・休業手当を払う場合の費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>ク 地代 現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用</p> <p>ケ 福利厚生費等 現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用</p> <p>ii) 本支店における増加費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> <p>iii) 消費税等相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用</p>	1-8-6	記載の変更

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
	<p style="text-align: center;">第 9 章</p> <p style="text-align: center;">施工箇所が点在する工事の積算</p> <p>① 施工箇所が点在する工事の積算について …………… 1-9-1</p>	新設	

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
	<p style="text-align: center;">第9章 施工箇所が点在する工事の積算</p> <p>① 施工箇所が点在する工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際かかる費用に乖離があるため、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する積算とする。</p> <p>1. 対象工事 施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する工事を対象とする。なお、通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。ただし、これにより難しい場合は個別に考慮できる。</p> <p>2. 工事箇所の設定方法及び積算方法</p> <p>(1) 施工規模の大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類する。</p> <p>(2) 主たる工種区分は、工事全体で判断する（施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない）。</p> <p>(3) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。</p> <p>(4) 労務費、材料費等単価の地区設定は、施工箇所毎に設定する。</p> <p>(5) 共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。</p> <p>(6) 共通仮設費率及び現場環境改善費率、現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する。積上げ項目のうち、施工箇所毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。</p> <p>(7) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算（通常の積算）と同様とする。なお、一般管理費算出時の、共通仮設費率及び現場管理費率にかかる、施工地域を考慮した補正等は、「親設計書」で設定した係数によるものとする。</p> <p>(8) 業務委託料は、「親設計書」に計上する。</p>	新設	

	<通常の積算>	<施工箇所ごとの積算>			<施工箇所所在用積算>		
		親	子1	子2	親	子1	子2
直接工事費	①A (②A+③A+④A)	②A	③A	④A	②A	③A	④A
共通仮設費	⑤B	⑥B	⑦B	⑧B	⑥B	⑦B	⑧B
現場管理費	⑨C	⑩C	⑪C	⑫C	⑩C	⑪C	⑫C
一般管理費等	⑬D	⑭D	⑮D	⑯D	⑬D		
共通仮設費の算定	⑤B：①Aを対象額で算出	⑥B：②Aを対象額で算出 ⑦B：③Aを対象額で算出 ⑧B：④Aを対象額で算出		⑥B+⑦B+⑧Bとする			
現場管理費の算定	⑨C：(①A+⑤B)を対象額で算出	⑩C：(②A+⑥B)を対象額で算出 ⑪C：(③A+⑦B)を対象額で算出 ⑫C：(④A+⑧B)を対象額で算出		⑩C+⑪C+⑫Cとする			
一般管理費等の算定	⑬D：(①A+⑤B+⑨C)を対象額で算出	⑭D：(②A+⑥B+⑩C)を対象額で算出 ⑮D：(③A+⑦B+⑪C)を対象額で算出 ⑯D：(④A+⑧B+⑫C)を対象額で算出		⑬D：(①A+⑤B+⑨C)を対象額で算出			

図2-1 施工箇所が点在する場合の積算イメージ

※積算のイメージ
 従来：(A地区直接工事費 + B地区直接工事費 + C地区直接工事費) × 間接費率
 本運用：(A地区(施工箇所a)直接工事費 × 間接費率)
 + (B地区(施工箇所b)直接工事費 × 間接費率)
 + (C地区(施工箇所c)直接工事費 × 間接費率)
 ※一般管理費等は通常どおり

3. 設計変更について

- (1) 「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。
- (2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
- (3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を官積算額(変更指示時点単価)により積算するものとする。
- (4) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算(通常の変更積算)と同様とする。

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考																																																
	<div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"> <通常の変更積算> <施工箇所所在用変更積算> 新規箇所(A)が追加となった場合 新規箇所(A:子3)が追加となった場合 </p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">親</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">子1</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">子2</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">子3</th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> $\textcircled{1}A'$ $(\textcircled{2}A' + \textcircled{3}A' + \textcircled{4}A') + A$ </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">$\textcircled{2}A'$</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">$\textcircled{3}A'$</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">$\textcircled{4}A'$</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">+</td> <td></td> <td style="text-align: center;">+</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">$\textcircled{5}B'$</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">$\textcircled{6}B'$</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">$\textcircled{7}B'$</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">$\textcircled{8}B'$</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">+</td> <td></td> <td style="text-align: center;">+</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">$\textcircled{9}C'$</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">$\textcircled{10}C'$</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">$\textcircled{11}C'$</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">$\textcircled{12}C'$</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">+</td> <td></td> <td style="text-align: center;">+</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">$\textcircled{13}D'$</td> <td colspan="4" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">$\textcircled{13}D'$</td> </tr> </tbody> </table> <p>共通仮設費の算定 $\textcircled{5}B'$: $\textcircled{1}A'$ を対象額で算出 $\textcircled{6}B'$: $\textcircled{2}A'$ を対象額で算出 $\textcircled{7}B'$: $\textcircled{3}A'$ を対象額で算出 $\textcircled{8}B'$: $\textcircled{4}A'$ を対象額で算出 B : A を対象額で算出 $\textcircled{6}B' + \textcircled{7}B' + \textcircled{8}B' + B$ とする</p> <p>現場管理費の算定 $\textcircled{9}C'$: $(\textcircled{1}A' + \textcircled{5}B')$ を対象額で算出 $\textcircled{10}C'$: $(\textcircled{2}A' + \textcircled{6}B')$ を対象額で算出 $\textcircled{11}C'$: $(\textcircled{3}A' + \textcircled{7}B')$ を対象額で算出 $\textcircled{12}C'$: $(\textcircled{4}A' + \textcircled{8}B')$ を対象額で算出 C : $(A + B)$ を対象額で算出 $\textcircled{10}C' + \textcircled{11}C' + \textcircled{12}C' + C$ とする</p> <p>一般管理費等の算定 $\textcircled{13}D'$: $(\textcircled{1}A' + \textcircled{5}B' + \textcircled{9}C')$ を対象額で算出 $\textcircled{13}D'$: $(\textcircled{1}A' + \textcircled{5}B' + \textcircled{9}C')$ を対象額で算出</p> </div>		親	子1	子2	子3		直接工事費	$\textcircled{1}A'$ $(\textcircled{2}A' + \textcircled{3}A' + \textcircled{4}A') + A$	$\textcircled{2}A'$	$\textcircled{3}A'$	$\textcircled{4}A'$	A		+		+			共通仮設費	$\textcircled{5}B'$	$\textcircled{6}B'$	$\textcircled{7}B'$	$\textcircled{8}B'$	B		+		+			現場管理費	$\textcircled{9}C'$	$\textcircled{10}C'$	$\textcircled{11}C'$	$\textcircled{12}C'$	C		+		+			一般管理費等	$\textcircled{13}D'$	$\textcircled{13}D'$					
	親	子1	子2	子3																																															
直接工事費	$\textcircled{1}A'$ $(\textcircled{2}A' + \textcircled{3}A' + \textcircled{4}A') + A$	$\textcircled{2}A'$	$\textcircled{3}A'$	$\textcircled{4}A'$	A																																														
	+		+																																																
共通仮設費	$\textcircled{5}B'$	$\textcircled{6}B'$	$\textcircled{7}B'$	$\textcircled{8}B'$	B																																														
	+		+																																																
現場管理費	$\textcircled{9}C'$	$\textcircled{10}C'$	$\textcircled{11}C'$	$\textcircled{12}C'$	C																																														
	+		+																																																
一般管理費等	$\textcircled{13}D'$	$\textcircled{13}D'$																																																	

図4-1 施工箇所が点在する場合の変更積算イメージ

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p style="text-align: center;">第 9 章 設 計 変 更</p> <p>① 一般事項…………… 1-9-1</p> <p>② 設計変更における新規工種の取扱いについて …… 1-9-1</p> <p>③ 設計変更の計算例 …… 1-9-2</p>	<p style="text-align: center;">第 10 章 設 計 変 更</p> <p>① 一般事項…………… 1-10-1</p> <p>② 設計変更における新規工種の取扱いについて …… 1-10-1</p> <p>③ 設計変更の計算例 …… 1-10-2</p>		

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p style="text-align: center;">第9章 設計変更</p> <p>① 一般事項</p> <p>(1) 設計変更における共通仮設費、現場管理費の算定に適用する工種区分（空港用地造成工事、空港舗装工事、空港維持工事）は、数量の増減等により主たる工種が変更となった場合においても当初設計の工種区分を適用する。</p> <p>(2) 設計変更における共通仮設費率の補正は、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初補正していなかったが、上記条件の変更により補正する必要が生じた場合には設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(3) 設計変更における現場管理費率の補正は、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初補正していなかったが、上記条件の変更により補正する必要が生じた場合には設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>② 設計変更における新規工種の取扱いについて</p> <p>(1) 新規工種は、新単価(変更指示時点の材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛)により積算するものとする。 ただし、現地の取合い等により工事数量を増量する場合には、当初の設計単価により積算するものとする。</p> <p>(2) 工事減量の場合は、当初の設計単価により積算するものとする。</p> <p>(3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は当初の設計単価により積算するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 設計変更</p> <p>① 一般事項</p> <p>(1) 設計変更における共通仮設費、現場管理費の算定に適用する工種区分（空港用地造成工事、空港舗装工事、空港維持工事）は、数量の増減等により主たる工種が変更となった場合においても当初設計の工種区分を適用する。</p> <p>(2) 設計変更における共通仮設費率の補正は、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初補正していなかったが、上記条件の変更により補正する必要が生じた場合には設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>(3) 設計変更における現場管理費率の補正は、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初補正していなかったが、上記条件の変更により補正する必要が生じた場合には設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>② 設計変更における新規工種の取扱いについて</p> <p>(1) 新規工種は、新単価(変更指示時点の材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛)により積算するものとする。 ただし、現地の取合い等により工事数量を増量する場合には、当初の設計単価により積算するものとする。</p> <p>(2) 工事減量の場合は、当初の設計単価により積算するものとする。</p> <p>(3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は当初の設計単価により積算するものとする。</p>	1-9-1	

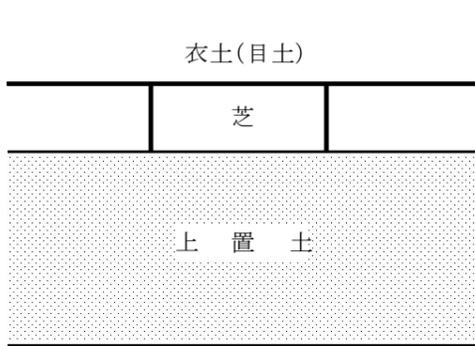
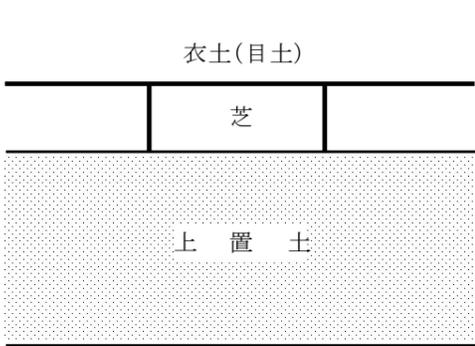
空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行への変遷	備考
<p style="text-align: center;">第10章 土木工事標準単価及び市場単価</p> <p>① 土木工事標準単価…………… 1-10-1</p> <p>② 市場単価…………… 1-10-1</p>	<p style="text-align: center;">第11章 土木工事標準単価及び市場単価</p> <p>① 土木工事標準単価…………… 1-11-1</p> <p>② 市場単価…………… 1-11-1</p>		

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p style="text-align: center;">第10章 土木工事標準単価及び市場単価</p> <p>① 土木工事標準単価</p> <p>土木工事標準単価は、土木工事標準積算基準書 第IV編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価を準用する。</p> <p>② 市場単価</p> <p>市場単価は、土木工事標準積算基準書 第IV編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価を準用する。</p>	<p style="text-align: center;">第11章 土木工事標準単価及び市場単価</p> <p>① 土木工事標準単価</p> <p>土木工事標準単価は、土木工事標準積算基準書 第IV編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価を準用する。</p> <p>② 市場単価</p> <p>市場単価は、土木工事標準積算基準書 第IV編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価を準用する。</p>	1-10-1	

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p style="text-align: center;">第 3 編 空 港</p> <p>第1章 用地造成 第2章 基本施設舗装 第3章 舗 装 第4章 空港維持・修繕</p>	<p style="text-align: center;">第 3 編 空 港</p> <p>第1章 用地造成 第2章 地盤改良 第3章 基本施設舗装 第4章 舗 装 第5章 空港維持・修繕</p>		<p>「空港地盤改良工事」新設に伴う修正 修辭上の変更</p>

空港請負工事積算基準 (令和7年4月)	空港請負工事積算基準 (令和8年4月 改定案)	現行ページ	備考
<p>第 1 章 用 地 造 成</p> <p>① 地盤改良…………… 3-1-1 1. サンドドレーン工…………… 3-1-1 2. サンドコンパクションパイル工 3-1-1</p> <p>② 緑地工…………… 3-1-2 1. 適用範囲…………… 3-1-2 2. 植生工…………… 3-1-2 2-1 数量計算等…………… 3-1-2 2-2 施工歩掛及び単価表…………… 3-1-3</p> <p>③ ケーブルダクト工…………… 3-1-6 1. 数量計算等…………… 3-1-6 2. 施工方式…………… 3-1-6 3. 施工歩掛…………… 3-1-6 4. 単価表…………… 3-1-7</p> <p>④ 柵工…………… 3-1-9 1. 適用範囲…………… 3-1-9 2. 柵工の種類…………… 3-1-9 3. 数量計算等…………… 3-1-9 4. 施工方式…………… 3-1-9 5. 施工歩掛…………… 3-1-10 6. 単価表…………… 3-1-12</p> <p>⑤ 舗装取壊し工…………… 3-1-15 ⑤-1 舗装版切断工 (1) …… 3-1-15 ⑤-2 舗装版切断工 (2) …… 3-1-16 1. 適用範囲…………… 3-1-16 2. 施工概要…………… 3-1-16 3. 機種の選定…………… 3-1-16 4. 編成人員…………… 3-1-16 5. 施工歩掛…………… 3-1-17 6. 単価表…………… 3-1-18</p> <p>⑤-3 舗装版破碎工 (1) …… 3-1-19 ⑤-4 舗装版破碎工 (2) …… 3-1-20 1. 適用範囲…………… 3-1-20 2. 施工概要…………… 3-1-20 3. 機種の選定…………… 3-1-21 4. 施工歩掛…………… 3-1-21 5. 単価表…………… 3-1-24</p> <p>⑤-5 路面切削工…………… 3-1-26 1. 適用範囲…………… 3-1-26 2. 施工概要…………… 3-1-26 3. 機種の選定…………… 3-1-26 4. 施工歩掛…………… 3-1-27 5. 単価表…………… 3-1-30</p>	<p>第 1 章 用 地 造 成</p> <p>① 緑地工…………… 3-1-1 1. 適用範囲…………… 3-1-1 2. 植生工…………… 3-1-1 2-1 数量計算等…………… 3-1-1 2-2 施工歩掛及び単価表…………… 3-1-2</p> <p>② ケーブルダクト工…………… 3-1-5 1. 数量計算等…………… 3-1-5 2. 施工方式…………… 3-1-5 3. 施工歩掛…………… 3-1-5 4. 単価表…………… 3-1-6</p> <p>③ 柵工…………… 3-1-8 1. 適用範囲…………… 3-1-8 2. 柵工の種類…………… 3-1-8 3. 数量計算等…………… 3-1-8 4. 施工方式…………… 3-1-8 5. 施工歩掛…………… 3-1-9 6. 単価表…………… 3-1-11</p> <p>④ 舗装取壊し工…………… 3-1-14 ④-1 舗装版切断工 (1) …… 3-1-14 ④-2 舗装版切断工 (2) …… 3-1-15 1. 適用範囲…………… 3-1-15 2. 施工概要…………… 3-1-15 3. 機種の選定…………… 3-1-15 4. 編成人員…………… 3-1-15 5. 施工歩掛…………… 3-1-16 6. 単価表…………… 3-1-17</p> <p>④-3 舗装版破碎工 (1) …… 3-1-18 ④-4 舗装版破碎工 (2) …… 3-1-19 1. 適用範囲…………… 3-1-19 2. 施工概要…………… 3-1-19 3. 機種の選定…………… 3-1-20 4. 施工歩掛…………… 3-1-20 5. 単価表…………… 3-1-23</p> <p>④-5 路面切削工…………… 3-1-25 1. 適用範囲…………… 3-1-25 2. 施工概要…………… 3-1-25 3. 機種の選定…………… 3-1-25 4. 施工歩掛…………… 3-1-26 5. 単価表…………… 3-1-29</p>		<p>「空港地盤改良工事」新設に伴う修辭上の変更</p>

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p style="text-align: center;">第1章 用地造成</p> <p>① 地盤改良工</p> <p>1. サンドドレーン工 港湾土木請負工事積算基準を準用する。</p> <p>2. サンドコンパクションパイル工 港湾土木請負工事積算基準を準用する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 用地造成</p>	3-1-1	第2章へ移動

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考												
<p>② 緑地工</p> <p>1. 適用範囲 緑地工として張芝工、筋芝工、種子吹付工、植芝用土敷均し及び水、肥料散布工、芝転圧工に適用する。</p> <p>2. 植生工</p> <p>2-1 数量計算等 (1) 数量算出の区分</p> <p>例</p>  <p>(注) 1. 張芝、筋芝の数量の算出区分は衣土、芝、上置土毎に算出する。 2. その他工種毎に算出する。</p> <p>(2) 材料の使用数量</p> <table border="1" data-bbox="468 1312 1092 1417"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ロス率</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肥料</td> <td>7%</td> <td>張芝</td> </tr> </tbody> </table>	区分	ロス率	摘要	肥料	7%	張芝	<p>① 緑地工</p> <p>1. 適用範囲 緑地工として張芝工、筋芝工、種子吹付工、植芝用土敷均し及び水、肥料散布工、芝転圧工に適用する。</p> <p>2. 植生工</p> <p>2-1 数量計算等 (1) 数量算出の区分</p> <p>例</p>  <p>(注) 1. 張芝、筋芝の数量の算出区分は衣土、芝、上置土毎に算出する。 2. その他工種毎に算出する。</p> <p>(2) 材料の使用数量</p> <table border="1" data-bbox="1685 1312 2309 1417"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ロス率</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肥料</td> <td>7%</td> <td>張芝</td> </tr> </tbody> </table>	区分	ロス率	摘要	肥料	7%	張芝	3-1-2	
区分	ロス率	摘要													
肥料	7%	張芝													
区分	ロス率	摘要													
肥料	7%	張芝													

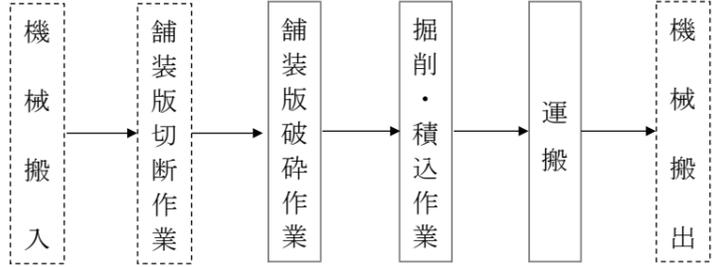
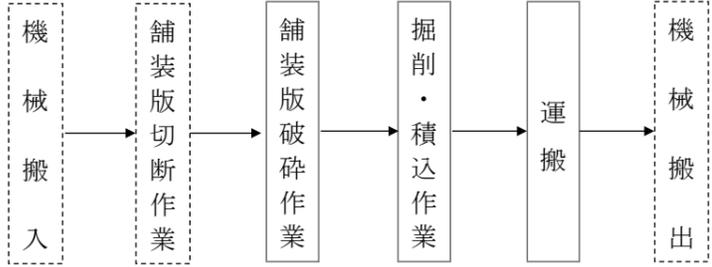
空港請負工事積算基準 (令和7年4月)	空港請負工事積算基準 (令和8年4月 改定案)	現行ページ	備考																																																																																																																																																																																																								
<p>③ ケーブルダクト工</p> <p>1. 適用範囲 埋設管のケーブルダクト工として、ガス管、硬質塩化ビニル管、波付硬質ポリエチレン管 (F. E. P) に適用する。</p> <p>2. 数量計算等 2-1 材料の使用数量 (1) 基礎材の割増しは路盤工、コンクリート工の補正係数に準ずる。 (2) 管材の割増しのロス率は、ガス管、硬質塩化ビニル管+0.01、波付硬質ポリエチレン管+0.005 とする。 (3) リード線は+0.05 とする。</p> <p>3. 施工方式 (1) 掘削は原則として機械施工とする。 (2) 路盤の状況により保護砂を用いる場合は、基礎コンクリートより0.3mを標準とする。</p> <p>4. 施工歩掛 4-1 管路敷設 10m当り歩掛</p> <p style="text-align: right;">(人/10m)</p> <table border="1" data-bbox="252 972 1314 1906"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>電 工</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">ガス管 (G. P)</td> <td>呼称 25 A</td> <td>人</td> <td>0.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>32 A</td> <td>〃</td> <td>0.35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40 A</td> <td>〃</td> <td>0.40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50 A</td> <td>〃</td> <td>0.45</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65 A</td> <td>〃</td> <td>0.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>80 A</td> <td>〃</td> <td>0.60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100 A</td> <td>〃</td> <td>0.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125 A</td> <td>〃</td> <td>0.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>150 A</td> <td>〃</td> <td>1.09</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">硬質塩化ビニル管 (V. P)</td> <td>30</td> <td>〃</td> <td>0.21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>〃</td> <td>0.24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>〃</td> <td>0.27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>〃</td> <td>0.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>〃</td> <td>0.36</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>〃</td> <td>0.42</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>〃</td> <td>0.54</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">波付硬質ポリエチレン管 (F. E. P)</td> <td>30</td> <td>〃</td> <td>0.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>〃</td> <td>0.17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>〃</td> <td>0.19</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>〃</td> <td>0.21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>〃</td> <td>0.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>〃</td> <td>0.29</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>〃</td> <td>0.38</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	規 格	単 位	電 工	摘 要	ガス管 (G. P)	呼称 25 A	人	0.30		32 A	〃	0.35		40 A	〃	0.40		50 A	〃	0.45		65 A	〃	0.50		80 A	〃	0.60		100 A	〃	0.70		125 A	〃	0.90		150 A	〃	1.09		硬質塩化ビニル管 (V. P)	30	〃	0.21		40	〃	0.24		50	〃	0.27		65	〃	0.30		75	〃	0.36		100	〃	0.42		125	〃	0.54		波付硬質ポリエチレン管 (F. E. P)	30	〃	0.15		40	〃	0.17		50	〃	0.19		65	〃	0.21		80	〃	0.25		100	〃	0.29		125	〃	0.38		<p>② ケーブルダクト工</p> <p>1. 適用範囲 埋設管のケーブルダクト工として、ガス管、硬質塩化ビニル管、波付硬質ポリエチレン管 (F. E. P) に適用する。</p> <p>2. 数量計算等 2-1 材料の使用数量 (1) 基礎材の割増しは路盤工、コンクリート工の補正係数に準ずる。 (2) 管材の割増しのロス率は、ガス管、硬質塩化ビニル管+0.01、波付硬質ポリエチレン管+0.005 とする。 (3) リード線は+0.05 とする。</p> <p>3. 施工方式 (1) 掘削は原則として機械施工とする。 (2) 路盤の状況により保護砂を用いる場合は、基礎コンクリートより0.3mを標準とする。</p> <p>4. 施工歩掛 4-1 管路敷設 10m当り歩掛</p> <p style="text-align: right;">(人/10m)</p> <table border="1" data-bbox="1469 972 2531 1906"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>電 工</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">ガス管 (G. P)</td> <td>呼称 25 A</td> <td>人</td> <td>0.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>32 A</td> <td>〃</td> <td>0.35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40 A</td> <td>〃</td> <td>0.40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50 A</td> <td>〃</td> <td>0.45</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65 A</td> <td>〃</td> <td>0.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>80 A</td> <td>〃</td> <td>0.60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100 A</td> <td>〃</td> <td>0.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125 A</td> <td>〃</td> <td>0.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>150 A</td> <td>〃</td> <td>1.09</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">硬質塩化ビニル管 (V. P)</td> <td>30</td> <td>〃</td> <td>0.21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>〃</td> <td>0.24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>〃</td> <td>0.27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>〃</td> <td>0.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>〃</td> <td>0.36</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>〃</td> <td>0.42</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>〃</td> <td>0.54</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">波付硬質ポリエチレン管 (F. E. P)</td> <td>30</td> <td>〃</td> <td>0.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>〃</td> <td>0.17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>〃</td> <td>0.19</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>〃</td> <td>0.21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>〃</td> <td>0.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>〃</td> <td>0.29</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125</td> <td>〃</td> <td>0.38</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	規 格	単 位	電 工	摘 要	ガス管 (G. P)	呼称 25 A	人	0.30		32 A	〃	0.35		40 A	〃	0.40		50 A	〃	0.45		65 A	〃	0.50		80 A	〃	0.60		100 A	〃	0.70		125 A	〃	0.90		150 A	〃	1.09		硬質塩化ビニル管 (V. P)	30	〃	0.21		40	〃	0.24		50	〃	0.27		65	〃	0.30		75	〃	0.36		100	〃	0.42		125	〃	0.54		波付硬質ポリエチレン管 (F. E. P)	30	〃	0.15		40	〃	0.17		50	〃	0.19		65	〃	0.21		80	〃	0.25		100	〃	0.29		125	〃	0.38		3-1-6	
種 別	規 格	単 位	電 工	摘 要																																																																																																																																																																																																							
ガス管 (G. P)	呼称 25 A	人	0.30																																																																																																																																																																																																								
	32 A	〃	0.35																																																																																																																																																																																																								
	40 A	〃	0.40																																																																																																																																																																																																								
	50 A	〃	0.45																																																																																																																																																																																																								
	65 A	〃	0.50																																																																																																																																																																																																								
	80 A	〃	0.60																																																																																																																																																																																																								
	100 A	〃	0.70																																																																																																																																																																																																								
	125 A	〃	0.90																																																																																																																																																																																																								
	150 A	〃	1.09																																																																																																																																																																																																								
硬質塩化ビニル管 (V. P)	30	〃	0.21																																																																																																																																																																																																								
	40	〃	0.24																																																																																																																																																																																																								
	50	〃	0.27																																																																																																																																																																																																								
	65	〃	0.30																																																																																																																																																																																																								
	75	〃	0.36																																																																																																																																																																																																								
	100	〃	0.42																																																																																																																																																																																																								
	125	〃	0.54																																																																																																																																																																																																								
波付硬質ポリエチレン管 (F. E. P)	30	〃	0.15																																																																																																																																																																																																								
	40	〃	0.17																																																																																																																																																																																																								
	50	〃	0.19																																																																																																																																																																																																								
	65	〃	0.21																																																																																																																																																																																																								
	80	〃	0.25																																																																																																																																																																																																								
	100	〃	0.29																																																																																																																																																																																																								
	125	〃	0.38																																																																																																																																																																																																								
種 別	規 格	単 位	電 工	摘 要																																																																																																																																																																																																							
ガス管 (G. P)	呼称 25 A	人	0.30																																																																																																																																																																																																								
	32 A	〃	0.35																																																																																																																																																																																																								
	40 A	〃	0.40																																																																																																																																																																																																								
	50 A	〃	0.45																																																																																																																																																																																																								
	65 A	〃	0.50																																																																																																																																																																																																								
	80 A	〃	0.60																																																																																																																																																																																																								
	100 A	〃	0.70																																																																																																																																																																																																								
	125 A	〃	0.90																																																																																																																																																																																																								
	150 A	〃	1.09																																																																																																																																																																																																								
硬質塩化ビニル管 (V. P)	30	〃	0.21																																																																																																																																																																																																								
	40	〃	0.24																																																																																																																																																																																																								
	50	〃	0.27																																																																																																																																																																																																								
	65	〃	0.30																																																																																																																																																																																																								
	75	〃	0.36																																																																																																																																																																																																								
	100	〃	0.42																																																																																																																																																																																																								
	125	〃	0.54																																																																																																																																																																																																								
波付硬質ポリエチレン管 (F. E. P)	30	〃	0.15																																																																																																																																																																																																								
	40	〃	0.17																																																																																																																																																																																																								
	50	〃	0.19																																																																																																																																																																																																								
	65	〃	0.21																																																																																																																																																																																																								
	80	〃	0.25																																																																																																																																																																																																								
	100	〃	0.29																																																																																																																																																																																																								
	125	〃	0.38																																																																																																																																																																																																								

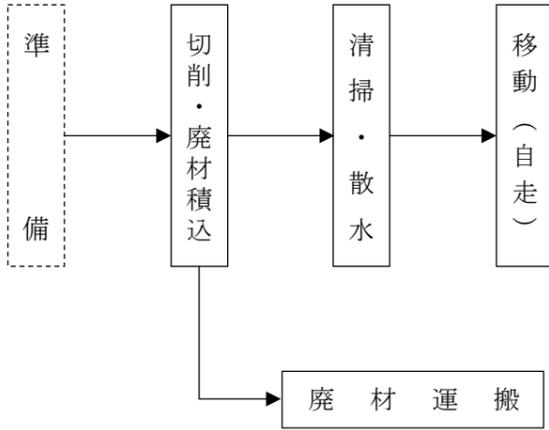
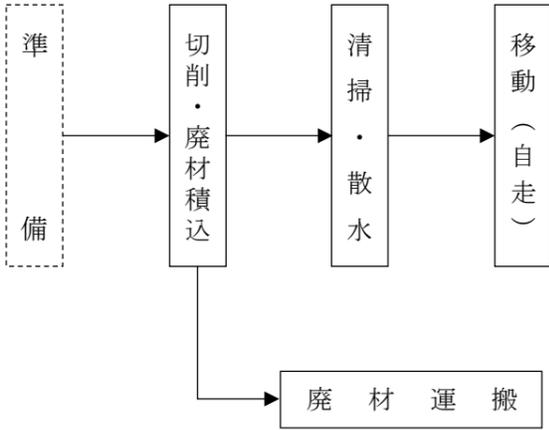
空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考																														
<p>④ 柵工</p> <p>1. 適用範囲 鋼製金網柵、保安対策強化柵、簡易木柵、プラスチック柵（FRP柵）に類する柵工に適用する。</p> <p>2. 柵工の種類</p> <table border="1" data-bbox="216 520 1347 800"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製金網柵</td> <td>普通金網型 普通金網（忍び返し付）</td> <td>忍び返しなし 普通金網の上部に忍び返しを付けたもの</td> </tr> <tr> <td>保安対策強化柵</td> <td>メッシュ型（忍び返し付） 控柱</td> <td>メッシュの上部に忍び返しを付けたもの 既設柵に控柱を設置</td> </tr> <tr> <td>簡易木柵</td> <td>有刺型木柵</td> <td>木製支柱に有刺鉄線を付したもの</td> </tr> <tr> <td>プラスチック柵</td> <td>FRP柵</td> <td>I L S等の電波障害となる所に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 数量計算等 3-1 計算区分 柵工の数量計算は柵工の種類別に区分して算出することとし、特別発注品は、m当りの数量により3社以上の見積を参考にすることとする。木柵工の出入口の扉は扉の材質が柵そのものと同一あるいは大した相違がない場合には柵工の延長に組み入れて別途計上しない。</p> <p>4. 施工方式 (1) 鋼製金網柵の基礎は、コンクリートブロックを標準とする。 (2) 保安対策強化柵及び控柱の基礎は、コンクリートブロックを標準とする。 (3) 小運搬は、運搬距離20m程度とし、それ以上の運搬や、特別な運搬方法が必要な場合は、別途計上するものとする。 (4) 基礎の掘削は機械施工を標準とする。</p>	種別	区分	摘要	鋼製金網柵	普通金網型 普通金網（忍び返し付）	忍び返しなし 普通金網の上部に忍び返しを付けたもの	保安対策強化柵	メッシュ型（忍び返し付） 控柱	メッシュの上部に忍び返しを付けたもの 既設柵に控柱を設置	簡易木柵	有刺型木柵	木製支柱に有刺鉄線を付したもの	プラスチック柵	FRP柵	I L S等の電波障害となる所に設置	<p>③ 柵工</p> <p>1. 適用範囲 鋼製金網柵、保安対策強化柵、簡易木柵、プラスチック柵（FRP柵）に類する柵工に適用する。</p> <p>2. 柵工の種類</p> <table border="1" data-bbox="1433 520 2564 800"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製金網柵</td> <td>普通金網型 普通金網（忍び返し付）</td> <td>忍び返しなし 普通金網の上部に忍び返しを付けたもの</td> </tr> <tr> <td>保安対策強化柵</td> <td>メッシュ型（忍び返し付） 控柱</td> <td>メッシュの上部に忍び返しを付けたもの 既設柵に控柱を設置</td> </tr> <tr> <td>簡易木柵</td> <td>有刺型木柵</td> <td>木製支柱に有刺鉄線を付したもの</td> </tr> <tr> <td>プラスチック柵</td> <td>FRP柵</td> <td>I L S等の電波障害となる所に設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 数量計算等 3-1 計算区分 柵工の数量計算は柵工の種類別に区分して算出することとし、特別発注品は、m当りの数量により3社以上の見積を参考にすることとする。木柵工の出入口の扉は扉の材質が柵そのものと同一あるいは大した相違がない場合には柵工の延長に組み入れて別途計上しない。</p> <p>4. 施工方式 (1) 鋼製金網柵の基礎は、コンクリートブロックを標準とする。 (2) 保安対策強化柵及び控柱の基礎は、コンクリートブロックを標準とする。 (3) 小運搬は、運搬距離20m程度とし、それ以上の運搬や、特別な運搬方法が必要な場合は、別途計上するものとする。 (4) 基礎の掘削は機械施工を標準とする。</p>	種別	区分	摘要	鋼製金網柵	普通金網型 普通金網（忍び返し付）	忍び返しなし 普通金網の上部に忍び返しを付けたもの	保安対策強化柵	メッシュ型（忍び返し付） 控柱	メッシュの上部に忍び返しを付けたもの 既設柵に控柱を設置	簡易木柵	有刺型木柵	木製支柱に有刺鉄線を付したもの	プラスチック柵	FRP柵	I L S等の電波障害となる所に設置	3-1-9	
種別	区分	摘要																															
鋼製金網柵	普通金網型 普通金網（忍び返し付）	忍び返しなし 普通金網の上部に忍び返しを付けたもの																															
保安対策強化柵	メッシュ型（忍び返し付） 控柱	メッシュの上部に忍び返しを付けたもの 既設柵に控柱を設置																															
簡易木柵	有刺型木柵	木製支柱に有刺鉄線を付したもの																															
プラスチック柵	FRP柵	I L S等の電波障害となる所に設置																															
種別	区分	摘要																															
鋼製金網柵	普通金網型 普通金網（忍び返し付）	忍び返しなし 普通金網の上部に忍び返しを付けたもの																															
保安対策強化柵	メッシュ型（忍び返し付） 控柱	メッシュの上部に忍び返しを付けたもの 既設柵に控柱を設置																															
簡易木柵	有刺型木柵	木製支柱に有刺鉄線を付したもの																															
プラスチック柵	FRP柵	I L S等の電波障害となる所に設置																															

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p>⑤ 舗装取壊し工</p> <p>⑤-1 舗装版切断工（1）</p> <p>舗装版切断工（1）は、土木工事標準積算基準書 第IV編 道路 第3章 道路維持修繕工 ③ 舗装版切断工 を準用する。</p>	<p>④ 舗装取壊し工</p> <p>④-1 舗装版切断工（1）</p> <p>舗装版切断工（1）は、土木工事標準積算基準書 第IV編 道路 第3章 道路維持修繕工 ③ 舗装版切断工 を準用する。</p>	3-1-15	

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考																																																																				
<p>⑤-2 舗装版切断工（2）</p> <p>1. 適用範囲 コンクリート舗装について、切断厚 30 cm を超え 50 cm 以下の舗装版を 10 cm ごとに段階的に切断するステップカット工法による切断作業に適用する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは下記のとおりとする。</p> <div data-bbox="445 577 905 850" style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[機械搬入] --> B[舗装版切断作業] B --> C[機械搬出] C --> D[後続作業] </pre> </div> <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p>3. 機種の選定 機械・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3. 1 機種の選定</p> <table border="1" data-bbox="178 997 1380 1386"> <thead> <tr> <th rowspan="3">機械名</th> <th rowspan="3">規格</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="2">数量</th> <th rowspan="3">摘要</th> </tr> <tr> <th colspan="2">切断深</th> </tr> <tr> <th>30cm を超え 40cm 以下</th> <th>40cm を超え 50cm 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">コンクリート カッタ</td> <td>バキューム式 切削深さ 30cm 級</td> <td>台</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>ブレード規格 14 インチ(35cm) ブレード規格 30 インチ(75cm)</td> </tr> <tr> <td>バキューム式 切削深さ 40cm 級</td> <td>台</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>ブレード規格 14 インチ(35cm) ブレード規格 22 インチ(55cm) ブレード規格 38 インチ(96cm)</td> </tr> <tr> <td>バキューム式 切削深さ 50cm 級</td> <td>台</td> <td></td> <td>1</td> <td>ブレード規格 22 インチ(55cm) ブレード規格 46 インチ(116cm)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) コンクリートカッタ、ブレードの規格は、段階ごとの切削厚により選定する。</p> <p>4. 編成人員 舗装版を切断する作業の日当り編成人員は次表を標準とする。 なお、作業内容はマーキング、切断補助、路面清掃等である。</p> <p style="text-align: center;">表 4. 1 日当り編成人員（人）</p> <table border="1" data-bbox="460 1606 1083 1774"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="2">編成人員</th> </tr> <tr> <th>30 cm を超え 40 cm 以下</th> <th>40 cm を超え 50 cm 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	機械名	規格	単位	数量		摘要	切断深		30cm を超え 40cm 以下	40cm を超え 50cm 以下	コンクリート カッタ	バキューム式 切削深さ 30cm 級	台	1	1	ブレード規格 14 インチ(35cm) ブレード規格 30 インチ(75cm)	バキューム式 切削深さ 40cm 級	台	1	1	ブレード規格 14 インチ(35cm) ブレード規格 22 インチ(55cm) ブレード規格 38 インチ(96cm)	バキューム式 切削深さ 50cm 級	台		1	ブレード規格 22 インチ(55cm) ブレード規格 46 インチ(116cm)	職 種	編成人員		30 cm を超え 40 cm 以下	40 cm を超え 50 cm 以下	普通作業員	2	3	<p>④-2 舗装版切断工（2）</p> <p>1. 適用範囲 コンクリート舗装について、切断厚 30 cm を超え 50 cm 以下の舗装版を 10 cm ごとに段階的に切断するステップカット工法による切断作業に適用する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは下記のとおりとする。</p> <div data-bbox="1662 577 2122 850" style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[機械搬入] --> B[舗装版切断作業] B --> C[機械搬出] C --> D[後続作業] </pre> </div> <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p>3. 機種の選定 機械・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3. 1 機種の選定</p> <table border="1" data-bbox="1394 997 2597 1386"> <thead> <tr> <th rowspan="3">機械名</th> <th rowspan="3">規格</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="2">数量</th> <th rowspan="3">摘要</th> </tr> <tr> <th colspan="2">切断深</th> </tr> <tr> <th>30cm を超え 40cm 以下</th> <th>40cm を超え 50cm 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">コンクリート カッタ</td> <td>バキューム式 切削深さ 30cm 級</td> <td>台</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>ブレード規格 14 インチ(35cm) ブレード規格 30 インチ(75cm)</td> </tr> <tr> <td>バキューム式 切削深さ 40cm 級</td> <td>台</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>ブレード規格 14 インチ(35cm) ブレード規格 22 インチ(55cm) ブレード規格 38 インチ(96cm)</td> </tr> <tr> <td>バキューム式 切削深さ 50cm 級</td> <td>台</td> <td></td> <td>1</td> <td>ブレード規格 22 インチ(55cm) ブレード規格 46 インチ(116cm)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) コンクリートカッタ、ブレードの規格は、段階ごとの切削厚により選定する。</p> <p>4. 編成人員 舗装版を切断する作業の日当り編成人員は次表を標準とする。 なお、作業内容はマーキング、切断補助、路面清掃等である。</p> <p style="text-align: center;">表 4. 1 日当り編成人員（人）</p> <table border="1" data-bbox="1676 1606 2300 1774"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="2">編成人員</th> </tr> <tr> <th>30 cm を超え 40 cm 以下</th> <th>40 cm を超え 50 cm 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	機械名	規格	単位	数量		摘要	切断深		30cm を超え 40cm 以下	40cm を超え 50cm 以下	コンクリート カッタ	バキューム式 切削深さ 30cm 級	台	1	1	ブレード規格 14 インチ(35cm) ブレード規格 30 インチ(75cm)	バキューム式 切削深さ 40cm 級	台	1	1	ブレード規格 14 インチ(35cm) ブレード規格 22 インチ(55cm) ブレード規格 38 インチ(96cm)	バキューム式 切削深さ 50cm 級	台		1	ブレード規格 22 インチ(55cm) ブレード規格 46 インチ(116cm)	職 種	編成人員		30 cm を超え 40 cm 以下	40 cm を超え 50 cm 以下	普通作業員	2	3	3-1-16	
機械名				規格	単位		数量		摘要																																																														
							切断深																																																																
	30cm を超え 40cm 以下	40cm を超え 50cm 以下																																																																					
コンクリート カッタ	バキューム式 切削深さ 30cm 級	台	1	1	ブレード規格 14 インチ(35cm) ブレード規格 30 インチ(75cm)																																																																		
	バキューム式 切削深さ 40cm 級	台	1	1	ブレード規格 14 インチ(35cm) ブレード規格 22 インチ(55cm) ブレード規格 38 インチ(96cm)																																																																		
	バキューム式 切削深さ 50cm 級	台		1	ブレード規格 22 インチ(55cm) ブレード規格 46 インチ(116cm)																																																																		
職 種	編成人員																																																																						
	30 cm を超え 40 cm 以下	40 cm を超え 50 cm 以下																																																																					
普通作業員	2	3																																																																					
機械名	規格	単位	数量		摘要																																																																		
			切断深																																																																				
			30cm を超え 40cm 以下	40cm を超え 50cm 以下																																																																			
コンクリート カッタ	バキューム式 切削深さ 30cm 級	台	1	1	ブレード規格 14 インチ(35cm) ブレード規格 30 インチ(75cm)																																																																		
	バキューム式 切削深さ 40cm 級	台	1	1	ブレード規格 14 インチ(35cm) ブレード規格 22 インチ(55cm) ブレード規格 38 インチ(96cm)																																																																		
	バキューム式 切削深さ 50cm 級	台		1	ブレード規格 22 インチ(55cm) ブレード規格 46 インチ(116cm)																																																																		
職 種	編成人員																																																																						
	30 cm を超え 40 cm 以下	40 cm を超え 50 cm 以下																																																																					
普通作業員	2	3																																																																					

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p>⑤-3 舗装版破碎工（1）</p> <p>舗装版破碎工（1）は、土木工事標準積算基準書 第IV編 道路 第3章 道路維持修繕工 ② 舗装版破碎工 を準用する。</p>	<p>④-3 舗装版破碎工（1）</p> <p>舗装版破碎工（1）は、土木工事標準積算基準書 第IV編 道路 第3章 道路維持修繕工 ② 舗装版破碎工 を準用する。</p>	3-1-19	

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
<p>⑤-4 舗装版破碎工（2）</p> <p>1. 適用範囲 コンクリート舗装版（版厚 35cm を超え 50cm 以下）の破碎作業及び掘削・積込及び運搬の作業に適用する。 ただし、急速施工、小規模施工は除く。 なお、路盤・路床の掘削は「土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編 共通工 第1章 土工 ②-1 土工」を準用する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは下記を標準とする。</p>  <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p>	<p>④-4 舗装版破碎工（2）</p> <p>1. 適用範囲 コンクリート舗装版（版厚 35cm を超え 50cm 以下）の破碎作業及び掘削・積込及び運搬の作業に適用する。 ただし、急速施工、小規模施工は除く。 なお、路盤・路床の掘削は「土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編 共通工 第1章 土工 ②-1 土工」を準用する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは下記を標準とする。</p>  <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p>	3-1-20	

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考																																																
<p>⑤-5 路面切削工</p> <p>1. 適用範囲 路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業（複数の路面切削機による並列切削作業を除く）に適用する。 ただし、特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装路面は除く。 道路打換え工のための舗装版とりこわしには適用出来ない。</p> <p>2. 施工概要</p>  <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p>3. 機種の選定 路面切削工で使用する機械・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 使用機械</p> <table border="1" data-bbox="181 1417 1380 1638"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削</td> <td>路面切削機</td> <td>ホイール式（又はクローラ式） 2m級廃材積込装置付</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路面清掃</td> <td>路面清掃車</td> <td>ブラシ式 1.5 m³ 四輪式</td> <td>〃</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃材運搬</td> <td>ダンプトラック</td> <td>[オンロード・ディーゼル] 10 t 積級</td> <td>〃</td> <td>必要数</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 路面切削機のクローラ式は平均切削深さが6cmを超える場合に適用する。</p>	作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要	路面切削	路面切削機	ホイール式（又はクローラ式） 2m級廃材積込装置付	台	1		路面清掃	路面清掃車	ブラシ式 1.5 m ³ 四輪式	〃	1		廃材運搬	ダンプトラック	[オンロード・ディーゼル] 10 t 積級	〃	必要数		<p>④-5 路面切削工</p> <p>1. 適用範囲 路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業（複数の路面切削機による並列切削作業を除く）に適用する。 ただし、特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装路面は除く。 道路打換え工のための舗装版とりこわしには適用出来ない。</p> <p>2. 施工概要</p>  <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p>3. 機種の選定 路面切削工で使用する機械・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 使用機械</p> <table border="1" data-bbox="1397 1417 2597 1638"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削</td> <td>路面切削機</td> <td>ホイール式（又はクローラ式） 2m級廃材積込装置付</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>路面清掃</td> <td>路面清掃車</td> <td>ブラシ式 1.5 m³ 四輪式</td> <td>〃</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃材運搬</td> <td>ダンプトラック</td> <td>[オンロード・ディーゼル] 10 t 積級</td> <td>〃</td> <td>必要数</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 路面切削機のクローラ式は平均切削深さが6cmを超える場合に適用する。</p>	作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要	路面切削	路面切削機	ホイール式（又はクローラ式） 2m級廃材積込装置付	台	1		路面清掃	路面清掃車	ブラシ式 1.5 m ³ 四輪式	〃	1		廃材運搬	ダンプトラック	[オンロード・ディーゼル] 10 t 積級	〃	必要数		3-1-26	
作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要																																														
路面切削	路面切削機	ホイール式（又はクローラ式） 2m級廃材積込装置付	台	1																																															
路面清掃	路面清掃車	ブラシ式 1.5 m ³ 四輪式	〃	1																																															
廃材運搬	ダンプトラック	[オンロード・ディーゼル] 10 t 積級	〃	必要数																																															
作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要																																														
路面切削	路面切削機	ホイール式（又はクローラ式） 2m級廃材積込装置付	台	1																																															
路面清掃	路面清掃車	ブラシ式 1.5 m ³ 四輪式	〃	1																																															
廃材運搬	ダンプトラック	[オンロード・ディーゼル] 10 t 積級	〃	必要数																																															

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考
	<p style="text-align: center;">第 2 章 地 盤 改 良</p> <p>① 地盤改良工</p> <p>地盤改良工は、同種又は類似工事に設定されている歩掛、特別調査又は見積徴取（原則として3社以上）により歩掛を設定する。</p>		<p>「空港地盤改良工事」新設に伴う変更</p>

空港請負工事積算基準 (令和7年4月)	空港請負工事積算基準 (令和8年4月 改定案)	現行ページ	備考
<p style="text-align: center;">第2章</p> <p style="text-align: center;">基本施設舗装</p> <p>① 路床整形工 (空港) …… 3-2-1 1. 適用範囲 …… 3-2-1 2. 施工概要 …… 3-2-1 3. 施工パッケージ …… 3-2-1</p> <p>② 下層路盤工 (空港) …… 3-2-5 1. 適用範囲 …… 3-2-5 2. 施工概要 …… 3-2-5 3. 施工パッケージ …… 3-2-6</p> <p>③ 上層路盤工 (空港) …… 3-2-10 1. 適用範囲 …… 3-2-10 2. 施工概要 …… 3-2-10 3. 施工パッケージ …… 3-2-10</p> <p>④ コンクリート舗装工 (空港) …… 3-2-16 1. 数量計算等 …… 3-2-16 2. 施工方式 …… 3-2-17 3. 作業能力の算定 …… 3-2-19 4. 施工歩掛及び単価表 …… 3-2-21</p> <p>⑤ アスファルト舗装工 (空港) …… 3-2-33 1. 適用範囲 …… 3-2-33 2. 施工概要 …… 3-2-33 3. 施工パッケージ …… 3-2-35</p> <p>⑥ グルーピング工 (空港) …… 3-2-47 1. 適用範囲 …… 3-2-47 2. 施工方式 …… 3-2-47 3. 作業能力の算定 …… 3-2-47 4. 施工歩掛及び単価表 …… 3-2-49</p> <p>⑦ 飛行場標識工 (空港) …… 3-2-51 1. マーキング工 …… 3-2-51 1-1 適用範囲 …… 3-2-51 1-2 数量計算等 …… 3-2-51 1-3 施工方式 …… 3-2-51 1-4 施工歩掛 …… 3-2-52 1-5 単価表 …… 3-2-54 2. マーキング消去工 …… 3-2-56 2-1 適用範囲 …… 3-2-56 2-2 数量計算等 …… 3-2-56 2-3 施工方式 …… 3-2-56 2-4 作業能力 …… 3-2-57 2-5 施工歩掛 …… 3-2-57 2-6 単価表 …… 3-2-58</p> <p>⑧ タイタウリング・アスソング工 (空港) …… 3-2-59 1. 施工方式 …… 3-2-59 2. 施工歩掛及び単価表 …… 3-2-59</p>	<p style="text-align: center;">第3章</p> <p style="text-align: center;">基本施設舗装</p> <p>① 路床整形工 (空港) …… 3-3-1 1. 適用範囲 …… 3-3-1 2. 施工概要 …… 3-3-1 3. 施工パッケージ …… 3-3-1</p> <p>② 下層路盤工 (空港) …… 3-3-5 1. 適用範囲 …… 3-3-5 2. 施工概要 …… 3-3-5 3. 施工パッケージ …… 3-3-6</p> <p>③ 上層路盤工 (空港) …… 3-3-10 1. 適用範囲 …… 3-3-10 2. 施工概要 …… 3-3-10 3. 施工パッケージ …… 3-3-10</p> <p>④ コンクリート舗装工 (空港) …… 3-3-16 1. 数量計算等 …… 3-3-16 2. 施工方式 …… 3-3-17 3. 作業能力の算定 …… 3-3-19 4. 施工歩掛及び単価表 …… 3-3-21</p> <p>⑤ アスファルト舗装工 (空港) …… 3-3-33 1. 適用範囲 …… 3-3-33 2. 施工概要 …… 3-3-33 3. 施工パッケージ …… 3-3-35</p> <p>⑥ グルーピング工 (空港) …… 3-3-47 1. 適用範囲 …… 3-3-47 2. 施工方式 …… 3-3-47 3. 作業能力の算定 …… 3-3-47 4. 施工歩掛及び単価表 …… 3-3-49</p> <p>⑦ 飛行場標識工 (空港) …… 3-3-51 1. マーキング工 …… 3-3-51 1-1 適用範囲 …… 3-3-51 1-2 数量計算等 …… 3-3-51 1-3 施工方式 …… 3-3-51 1-4 施工歩掛 …… 3-3-52 1-5 単価表 …… 3-3-54 2. マーキング消去工 …… 3-3-56 2-1 適用範囲 …… 3-3-56 2-2 数量計算等 …… 3-3-56 2-3 施工方式 …… 3-3-56 2-4 作業能力 …… 3-3-57 2-5 施工歩掛 …… 3-3-57 2-6 単価表 …… 3-3-58</p> <p>⑧ タイタウリング・アスソング工 (空港) …… 3-3-59 1. 施工方式 …… 3-3-59 2. 施工歩掛及び単価表 …… 3-3-59</p>		<p style="color: red;">修辭上の変更</p>

第2章 基本施設舗装

第3章 基本施設舗装

① 路床整形工（空港）

① 路床整形工（空港）

1. 適用範囲

施工パッケージによる基本施設舗装工事の空港舗装工における路床整形に適用する。

1. 適用範囲

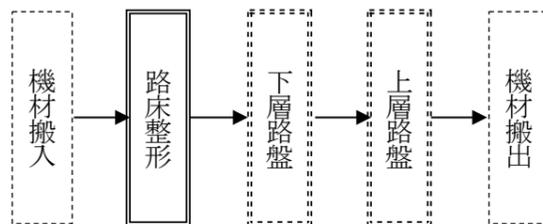
施工パッケージによる基本施設舗装工事の空港舗装工における路床整形に適用する。

2. 施工概要

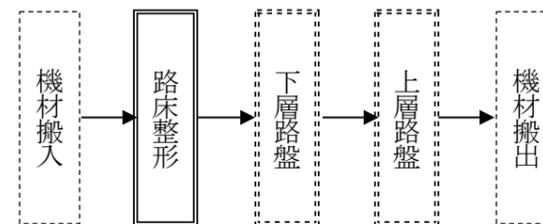
施工フローは、下記を標準とする。

2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



工種	機	労	材
路床整形	○	○	/



工種	機	労	材
路床整形	○	○	/

(注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。
2. 二重点線部分は、他の施工パッケージで対応する。

(注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。
2. 二重点線部分は、他の施工パッケージで対応する。

3. 施工パッケージ

3. 施工パッケージ

3-1 施工パッケージ及び単価表

3-1 施工パッケージ及び単価表

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

表3. 1 路床整形 積算条件区分一覧

(積算単位：㎡)

施工幅区分	現場条件
4m以上	(表3. 1. 1)
2.5m以上4m未満	
1m以上2.5m未満	
1m未満	

(注) 1. 上表は、土砂等の敷均し・締固め等、その施工に必要な労務、機械、燃料を含む。
2. 拡幅工事は、施工幅4m未満の場合に適用する。

表3. 1 路床整形 積算条件区分一覧

(積算単位：㎡)

施工幅区分	現場条件
4m以上	(表3. 1. 1)
2.5m以上4m未満	
1m以上2.5m未満	
1m未満	

(注) 1. 上表は、土砂等の敷均し・締固め等、その施工に必要な労務、機械、燃料を含む。
2. 拡幅工事は、施工幅4m未満の場合に適用する。

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考																																																																																																																																																																										
<p>⑧ タイダウンリング・アースリング工（空港）</p> <p>1. 施工方式</p> <p>1-1 アスファルト舗装に設置するコンクリートブロックは 400 × 400 × 550mm を標準とする。</p> <p>2. 施工歩掛及び単価表</p> <p>2-1 タイダウンリング設置工1箇所当り単価表</p> <table border="1" data-bbox="287 634 1279 989"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コンクリート</td><td></td><td>m³</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>型 枠</td><td></td><td>m²</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>金 具</td><td></td><td>kg</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土木一般世話役</td><td></td><td>人</td><td>0.1</td><td></td></tr> <tr><td>特殊作業員</td><td></td><td>人</td><td>0.1</td><td></td></tr> <tr><td>普通作業員</td><td></td><td>人</td><td>0.2</td><td></td></tr> <tr><td>諸 雑 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記歩掛は、アスファルト舗装に設置する場合に適用する。 2. コンクリート舗装に設置する場合、コンクリートと型枠損料は計上しない。</p> <p>2-2 アースリング設置工1箇所当り単価表</p> <table border="1" data-bbox="287 1173 1279 1570"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コンクリート</td><td></td><td>m³</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>型 枠</td><td></td><td>m²</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>金 具</td><td></td><td>kg</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土木一般世話役</td><td></td><td>人</td><td>0.1</td><td></td></tr> <tr><td>特殊作業員</td><td></td><td>人</td><td>0.1</td><td></td></tr> <tr><td>普通作業員</td><td></td><td>人</td><td>0.2</td><td></td></tr> <tr><td>接 地 工</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>諸 雑 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記歩掛は、アスファルト舗装に設置する場合に適用する。 2. コンクリート舗装に設置する場合、コンクリートと型枠損料は計上しない。 3. 接地工については航空灯火施設工事及び電気施設工事積算標準の接地極工事を準用し、季刊発行の(財)建設物価調査会「建設コスト情報」及び(財)経済調査会「建築施工単価」に掲載されている「市場単価」を適用する。</p>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	コンクリート		m ³			型 枠		m ²			金 具		kg			土木一般世話役		人	0.1		特殊作業員		人	0.1		普通作業員		人	0.2		諸 雑 費		式	1		名称	形状寸法	単位	数量	摘要	コンクリート		m ³			型 枠		m ²			金 具		kg			土木一般世話役		人	0.1		特殊作業員		人	0.1		普通作業員		人	0.2		接 地 工		式	1		諸 雑 費		式	1		<p>⑧ タイダウンリング・アースリング工（空港）</p> <p>1. 施工方式</p> <p>1-1 アスファルト舗装に設置するコンクリートブロックは 400 × 400 × 550mm を標準とする。</p> <p>2. 施工歩掛及び単価表</p> <p>2-1 タイダウンリング設置工1箇所当り単価表</p> <table border="1" data-bbox="1501 634 2493 989"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コンクリート</td><td></td><td>m³</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>型 枠</td><td></td><td>m²</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>金 具</td><td></td><td>kg</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土木一般世話役</td><td></td><td>人</td><td>0.1</td><td></td></tr> <tr><td>特殊作業員</td><td></td><td>人</td><td>0.1</td><td></td></tr> <tr><td>普通作業員</td><td></td><td>人</td><td>0.2</td><td></td></tr> <tr><td>諸 雑 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記歩掛は、アスファルト舗装に設置する場合に適用する。 2. コンクリート舗装に設置する場合、コンクリートと型枠損料は計上しない。</p> <p>2-2 アースリング設置工1箇所当り単価表</p> <table border="1" data-bbox="1501 1173 2493 1570"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コンクリート</td><td></td><td>m³</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>型 枠</td><td></td><td>m²</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>金 具</td><td></td><td>kg</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土木一般世話役</td><td></td><td>人</td><td>0.1</td><td></td></tr> <tr><td>特殊作業員</td><td></td><td>人</td><td>0.1</td><td></td></tr> <tr><td>普通作業員</td><td></td><td>人</td><td>0.2</td><td></td></tr> <tr><td>接地極工事</td><td></td><td>か所</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>諸 雑 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記歩掛は、アスファルト舗装に設置する場合に適用する。 2. コンクリート舗装に設置する場合、コンクリートと型枠損料は計上しない。 3. 接地極工事については航空灯火施設工事及び電気施設工事積算標準の接地極工事を準用し、季刊発行の(一財)建設物価調査会「建築コスト情報」及び(一財)経済調査会「建築施工単価」に掲載されている「市場単価」を適用する。</p>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	コンクリート		m ³			型 枠		m ²			金 具		kg			土木一般世話役		人	0.1		特殊作業員		人	0.1		普通作業員		人	0.2		諸 雑 費		式	1		名称	形状寸法	単位	数量	摘要	コンクリート		m ³			型 枠		m ²			金 具		kg			土木一般世話役		人	0.1		特殊作業員		人	0.1		普通作業員		人	0.2		接地極工事		か所	1		諸 雑 費		式	1		3-2-59	語句修正
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																									
コンクリート		m ³																																																																																																																																																																											
型 枠		m ²																																																																																																																																																																											
金 具		kg																																																																																																																																																																											
土木一般世話役		人	0.1																																																																																																																																																																										
特殊作業員		人	0.1																																																																																																																																																																										
普通作業員		人	0.2																																																																																																																																																																										
諸 雑 費		式	1																																																																																																																																																																										
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																									
コンクリート		m ³																																																																																																																																																																											
型 枠		m ²																																																																																																																																																																											
金 具		kg																																																																																																																																																																											
土木一般世話役		人	0.1																																																																																																																																																																										
特殊作業員		人	0.1																																																																																																																																																																										
普通作業員		人	0.2																																																																																																																																																																										
接 地 工		式	1																																																																																																																																																																										
諸 雑 費		式	1																																																																																																																																																																										
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																									
コンクリート		m ³																																																																																																																																																																											
型 枠		m ²																																																																																																																																																																											
金 具		kg																																																																																																																																																																											
土木一般世話役		人	0.1																																																																																																																																																																										
特殊作業員		人	0.1																																																																																																																																																																										
普通作業員		人	0.2																																																																																																																																																																										
諸 雑 費		式	1																																																																																																																																																																										
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																									
コンクリート		m ³																																																																																																																																																																											
型 枠		m ²																																																																																																																																																																											
金 具		kg																																																																																																																																																																											
土木一般世話役		人	0.1																																																																																																																																																																										
特殊作業員		人	0.1																																																																																																																																																																										
普通作業員		人	0.2																																																																																																																																																																										
接地極工事		か所	1																																																																																																																																																																										
諸 雑 費		式	1																																																																																																																																																																										

空港請負工事積算基準（令和7年4月）	空港請負工事積算基準（令和8年4月 改定案）	現行ページ	備考																																																																																																																																																																										
<p>4-1-2 設計協議 基本設計及び実施設計における設計協議の回数、人員は以下を標準とする。ただし、これにより難しい場合は、必要に応じ計上するものとする。</p> <p>1. 回数 設計協議の回数は事前協議、最終報告を含め、必要回数とする。</p> <p>2. 歩掛 (1) 設計協議1回当たり標準歩掛表 (単位：1回あたりの人)</p> <table border="1" data-bbox="290 636 1279 1102"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="5">直接人件費</th> </tr> <tr> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1</td> <td>事前協議</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間報告</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終報告</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td>事前協議</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間報告</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終報告</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3</td> <td>事前協議</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間報告</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>最終報告</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 区分1～3の業務内容は次表による。</p> <table border="1" data-bbox="359 1213 1210 1377"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>複雑な業務内容で高度な技術を要する設計</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>一般的な業務内容の設計</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>軽易な業務内容の設計及び数量計算業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>4-1-3 成果品及び中間報告書 成果品及び中間報告書の費用の算定は、提出部数及び設計協議回数から、次表により積算するものとする。 ただし、これにより難しい場合は、積上げによることができる。</p> <table border="1" data-bbox="219 1602 1350 1894"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>費用の算定式</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本設計</td> <td>$\text{直接人件費} \times (21.6 + 1.2m + 0.6t) \times \frac{1}{1,000}$</td> <td rowspan="2">m: 報告書(設計図含む) 提出部数 t: 設計協議回数</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td>$\text{直接人件費} \times (30.5 + 1.9m + 0.9t) \times \frac{1}{1,000}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 技術検討委員会等の資料については、見積り等により別途積算する。</p>	区分	職種	直接人件費					技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	1	事前協議	1.0	1.0				中間報告		1.0	1.0			最終報告	1.0	2.0				2	事前協議		1.0	1.0			中間報告		1.0	1.0			最終報告	1.0	1.0	1.0			3	事前協議			1.0		1.0	中間報告			1.0		1.0	最終報告		1.0	1.0		1.0	区分	業務内容	1	複雑な業務内容で高度な技術を要する設計	2	一般的な業務内容の設計	3	軽易な業務内容の設計及び数量計算業務	区分	費用の算定式	摘要	基本設計	$\text{直接人件費} \times (21.6 + 1.2m + 0.6t) \times \frac{1}{1,000}$	m: 報告書(設計図含む) 提出部数 t: 設計協議回数	実施設計	$\text{直接人件費} \times (30.5 + 1.9m + 0.9t) \times \frac{1}{1,000}$	<p>4-1-2 設計協議 基本設計及び実施設計における設計協議の回数、人員は以下を標準とする。ただし、これにより難しい場合は、必要に応じ計上するものとする。</p> <p>1. 回数 設計協議の回数は事前協議、最終報告を含め、必要回数とする。</p> <p>2. 歩掛 (1) 設計協議1回当たり標準歩掛表 (単位：1回あたりの人)</p> <table border="1" data-bbox="1507 636 2496 1102"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="5">直接人件費</th> </tr> <tr> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1</td> <td>事前協議</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間報告</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終報告</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td>事前協議</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中間報告</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終報告</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3</td> <td>事前協議</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間報告</td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>最終報告</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 区分1～3の業務内容は次表による。</p> <table border="1" data-bbox="1576 1213 2427 1377"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>複雑な業務内容で高度な技術を要する設計</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>一般的な業務内容の設計</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>軽易な業務内容の設計及び数量計算業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>4-1-3 成果品及び中間報告書 成果品及び中間報告書の費用の算定は、提出部数及び設計協議回数から、次表により積算するものとする。 ただし、これにより難しい場合は、積上げによることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1436 1602 2567 1894"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>費用の算定式</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本設計</td> <td>$\text{直接人件費} \times (21.6 + 1.2m + 0.6t) \times \frac{1}{1,000}$</td> <td rowspan="2">m: 報告書(設計図含む) 提出部数 t: 設計協議回数</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td>$\text{直接人件費} \times (30.5 + 1.9m + 0.9t) \times \frac{1}{1,000}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 技術検討委員会等の資料については、見積り等により別途積算する。 2. 電子納品費用は、上記で算定した費用に含む。</p>	区分	職種	直接人件費					技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	1	事前協議	1.0	1.0				中間報告		1.0	1.0			最終報告	1.0	2.0				2	事前協議		1.0	1.0			中間報告		1.0	1.0			最終報告	1.0	1.0	1.0			3	事前協議			1.0		1.0	中間報告			1.0		1.0	最終報告		1.0	1.0		1.0	区分	業務内容	1	複雑な業務内容で高度な技術を要する設計	2	一般的な業務内容の設計	3	軽易な業務内容の設計及び数量計算業務	区分	費用の算定式	摘要	基本設計	$\text{直接人件費} \times (21.6 + 1.2m + 0.6t) \times \frac{1}{1,000}$	m: 報告書(設計図含む) 提出部数 t: 設計協議回数	実施設計	$\text{直接人件費} \times (30.5 + 1.9m + 0.9t) \times \frac{1}{1,000}$	12	<p>修辞上の変更</p>
区分			職種	直接人件費																																																																																																																																																																									
	技師長	主任技師		技師(A)	技師(B)	技師(C)																																																																																																																																																																							
1	事前協議	1.0	1.0																																																																																																																																																																										
	中間報告		1.0	1.0																																																																																																																																																																									
	最終報告	1.0	2.0																																																																																																																																																																										
2	事前協議		1.0	1.0																																																																																																																																																																									
	中間報告		1.0	1.0																																																																																																																																																																									
	最終報告	1.0	1.0	1.0																																																																																																																																																																									
3	事前協議			1.0		1.0																																																																																																																																																																							
	中間報告			1.0		1.0																																																																																																																																																																							
	最終報告		1.0	1.0		1.0																																																																																																																																																																							
区分	業務内容																																																																																																																																																																												
1	複雑な業務内容で高度な技術を要する設計																																																																																																																																																																												
2	一般的な業務内容の設計																																																																																																																																																																												
3	軽易な業務内容の設計及び数量計算業務																																																																																																																																																																												
区分	費用の算定式	摘要																																																																																																																																																																											
基本設計	$\text{直接人件費} \times (21.6 + 1.2m + 0.6t) \times \frac{1}{1,000}$	m: 報告書(設計図含む) 提出部数 t: 設計協議回数																																																																																																																																																																											
実施設計	$\text{直接人件費} \times (30.5 + 1.9m + 0.9t) \times \frac{1}{1,000}$																																																																																																																																																																												
区分	職種	直接人件費																																																																																																																																																																											
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)																																																																																																																																																																							
1	事前協議	1.0	1.0																																																																																																																																																																										
	中間報告		1.0	1.0																																																																																																																																																																									
	最終報告	1.0	2.0																																																																																																																																																																										
2	事前協議		1.0	1.0																																																																																																																																																																									
	中間報告		1.0	1.0																																																																																																																																																																									
	最終報告	1.0	1.0	1.0																																																																																																																																																																									
3	事前協議			1.0		1.0																																																																																																																																																																							
	中間報告			1.0		1.0																																																																																																																																																																							
	最終報告		1.0	1.0		1.0																																																																																																																																																																							
区分	業務内容																																																																																																																																																																												
1	複雑な業務内容で高度な技術を要する設計																																																																																																																																																																												
2	一般的な業務内容の設計																																																																																																																																																																												
3	軽易な業務内容の設計及び数量計算業務																																																																																																																																																																												
区分	費用の算定式	摘要																																																																																																																																																																											
基本設計	$\text{直接人件費} \times (21.6 + 1.2m + 0.6t) \times \frac{1}{1,000}$	m: 報告書(設計図含む) 提出部数 t: 設計協議回数																																																																																																																																																																											
実施設計	$\text{直接人件費} \times (30.5 + 1.9m + 0.9t) \times \frac{1}{1,000}$																																																																																																																																																																												